

平成 2 2 年 度

予 算 概 算 要 求 の 主 要 事 項



厚 生 勞 働 省

【計 数 に つ い て は 、 整 理 上 、 変 動 が あ り 得 る 。】

— 目 次 —

I 予算概算要求総括表	1
○ 一般会計	
○ 特別会計	
○ 平成22年度一般歳出の概算要求基準の考え方	
○ 平成22年度厚生労働省所管予算の概算要求基準の全体像	
○ 平成22年度厚生労働省所管予算に係る概算要求基準	
II 予算概算要求のポイント	7
○ 新型インフルエンザやがん・難病等の各種疾病対策	
○ 医師確保の推進など地域医療の再生に向けて	
○ 希望を持って安心して働ける社会の実現に向けて	
○ 地域子育て支援など少子化対策の総合的な強化	
○ 生活不安を解消し、安心社会の構築へ	
○ 高齢者等が生き生きと安心して暮らせる社会の実現	
○ 障害者の自立生活を支援するための施策の推進	
III 主要事項	27
第1 地域医療の再生に向けて	28
1 医師等人材確保対策の推進	
2 救急医療・周産期医療体制等の確保	
3 安定的で持続可能な医療保険制度の運営の確保	
第2 安心・活力の実現に向けた雇用対策の推進～雇用のセーフティネットの整備～	32
1 緊急雇用対策の推進	
2 人材への投資	
3 雇用創出	
4 若者・女性・高齢者・障害者等の就業実現	
5 非正規労働者への総合的対策	
第3 少子化対策の総合的な強化	41
1 地域における子育て支援の推進	
2 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実	

- 3 母子家庭等の総合的な自立支援策の充実
- 4 母子保健医療対策の充実
- 5 出産等に係る経済的負担の軽減
- 6 仕事と生活の調和の実現(後述)

第4 生活安心保障の再構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

- 1 雇用と住居を失った者などに対する支援制度の構築
- 2 ホームレス自立支援の推進
- 3 被保護者の自立支援に向けた生活保護制度の適正な実施
- 4 地域福祉の再構築
- 5 非正規労働者への総合的対策(再掲)
- 6 自殺対策の推進
- 7 社会保障カード(仮称)の導入に向けた取組

第5 健康で暮らせる社会の実現に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48

- 1 新型インフルエンザなど感染症対策の推進
- 2 がん等の生活習慣病対策の推進
- 3 難病などの各種疾病対策及び移植対策の推進
- 4 健康危機管理体制の強化・推進
- 5 医薬品・医療機器の安全対策の推進及び迅速な提供
- 6 医薬品・医療機器の開発促進
- 7 食品安全対策の推進
- 8 大麻等薬物乱用対策の推進

第6 高齢者等が生き生きと安心して暮らせる社会の実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56

- 1 安心で質の高い介護サービスの確保
- 2 地域住民に対する医療・介護を含めた地域包括ケアの確立
- 3 認知症施策の総合的な推進
- 4 持続可能で安心できる年金制度運営の確保
- 5 地域福祉の再構築(再掲)
- 6 いくつになっても働ける社会の実現 (再掲)

第7 障害者の自立支援の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60

- 1 障害者の自立生活を支援するための施策の推進
- 2 障害者虐待防止等に関する総合的な施策の推進(新規)
- 3 精神医療の質の向上や精神障害者の地域移行を支援するための施策の推進
- 4 発達障害者支援施策の更なる拡充
- 5 障害者に対する就労支援の推進(再掲)

第8 働き方の改革等	64
1 安心して働ける社会を実現するための基盤整備	
2 仕事と生活の調和の実現～「働き方改革プラン(仮称)」の推進等～	
3 非正規労働者の待遇の改善(再掲)	
4 労働災害の防止、労働者の心身の健康の確保のための対策	
第9 各種施策の推進	68
1 国際社会への貢献	
2 経済連携協定の円滑な実施	
3 行政の情報化の推進	
4 科学技術の振興	
5 戦傷病者・戦没者遺族、中国残留邦人等の援護等	
6 原爆被爆者の援護	
7 ハンセン病対策の推進	
8 安全で良質な水の安定供給	
9 カネミ油症研究の推進	
10 生活衛生関係営業の指導及び振興の推進	
・平成22年度厚生労働省予算概算要求の主要事項一覧表	72
・平成22年度厚生労働省関係財政投融资資金要求の概要	74

I 平成22年度

予算概算要求総括表

平成22年度 厚生労働省予算概算要求総括表

一般会計

(単位：億円)

区 分	平成21年度 予 算 額 (A)	平成22年度 要求・要望額 (B)	増 △ 減 額 (B) - (A)
一 般 会 計	251,568	264,133	12,565
年金・医療等 に係る経費	237,848	248,624	10,776
義務的経費 人 件 費	5,598	5,572	△26
公共事業関係費 (水 道)	665	729	64
そ の 他 経 費	7,458	9,209	1,751

(注1) 平成21年度予算額は、当初予算額である。

(注2) 国立高度専門医療センターの独立行政法人への移行等に伴う経費区分の変更を含んでいるため、増△減額が概算要求基準と一致しないものがある。

(注3) 計数は、それぞれ四捨五入によっているため、端数において合計と合致しないものがある。

- 自然増経費について、可能な範囲で効率化に努め、その範囲内で社会保障の充実を図る。
- 年金・医療等に係る経費等特定の経費に関連して、新たな安定財源が確保された場合の取扱いについては、予算編成過程で検討する。
- 予算編成過程で検討
 - 1 新たな年金記録管理体制の確立に係る経費
 - 2 高齢者医療の円滑運営対策に係る経費 等

特別会計

(単位：億円)

区 分	平成 21 年度 予 算 額 (A)	平成 22 年度 要求・要望額 (B)	増 △ 減 額 (B) - (A)
特 別 会 計	800,080	817,320	17,240
労働保険特別会計	34,438	48,580	14,142
年金特別会計	763,591	768,740	5,149
国立高度専門 医療センター特別会計	1,547	0	△1,547
船員保険特別会計	503	0	△503

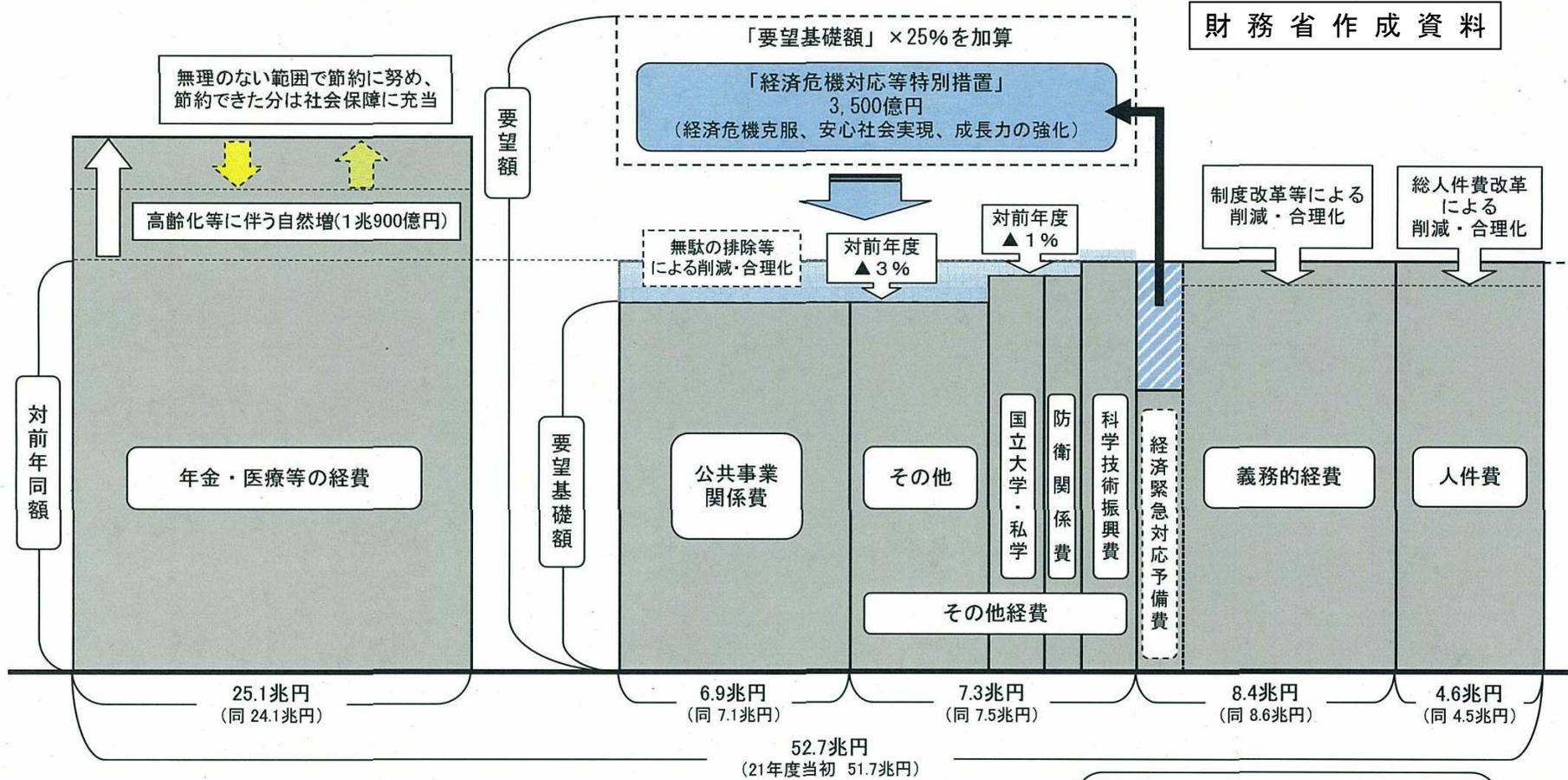
(注1) 平成21年度予算額は、当初予算額である。

(注2) 特別会計の金額は、それぞれの勘定の歳出額を合計したものである。ただし、労働保険特別会計においては、徴収勘定を除いたものである。

(注3) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。

(注4) 特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）附則第67条の規定に基づき、国立高度専門医療センター特別会計は平成21年度の末日、船員保険特別会計は日本年金機構法（平成19年法律第109号）の施行の日の前日までの期間に限り設置することとされている。

平成22年度 一般歳出の概算要求基準の考え方

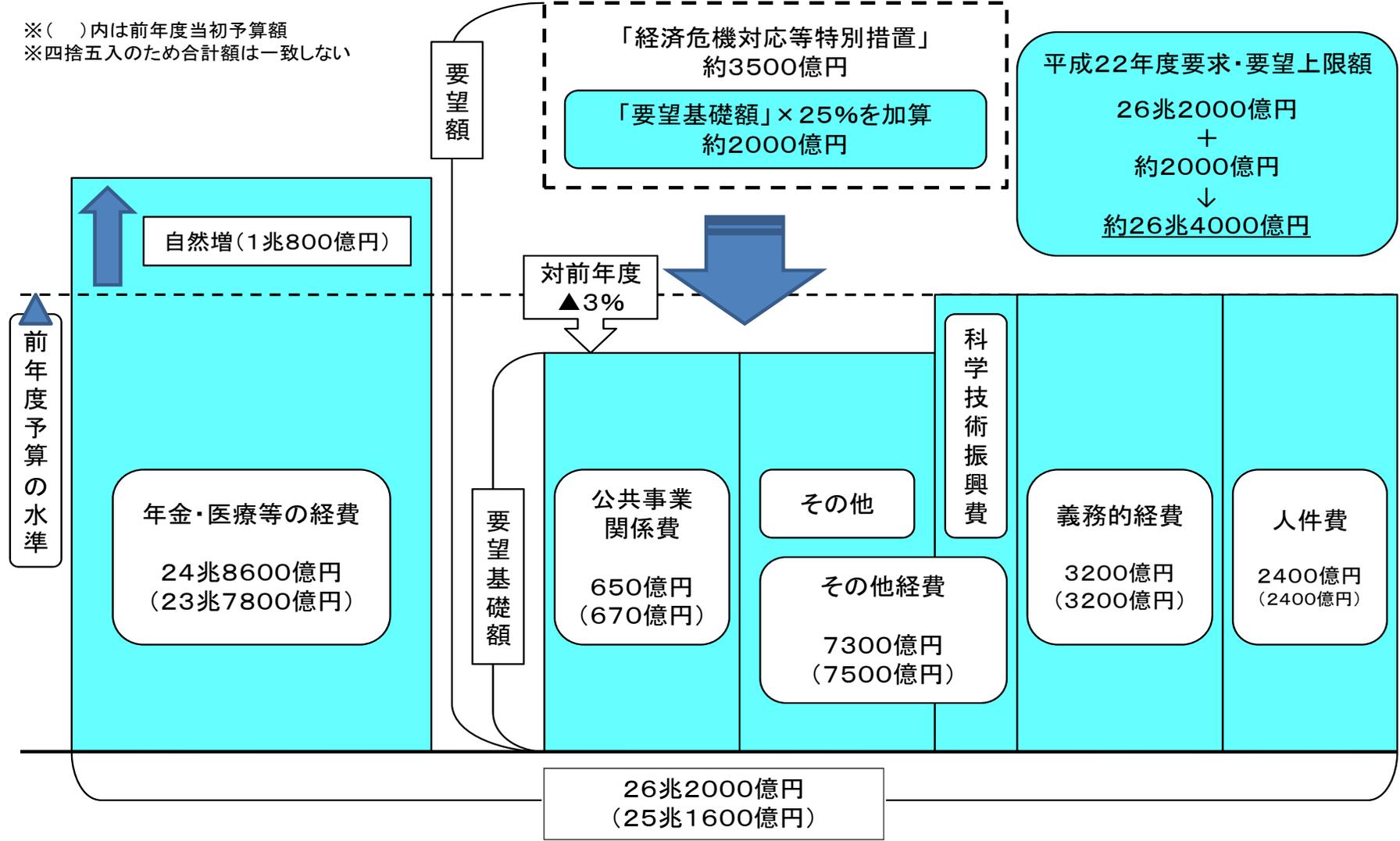


※ 「経済危機対応等特別措置」とは、経済社会状況への対応等として「基本方針2009」の第1章4.(3)「当面の「最優先課題」」、第2章「成長力の強化」、第3章「安心社会の実現」等に掲げられたもののうち、緊急性や政策効果が特に高い施策に必要な経費として加算するもの。

(参考) 22年度概算要求基準の増減額	
年金・医療等の経費	+10,900億円
公共事業関係費	▲2,100億円
その他経費	▲1,400億円
経済危機対応等特別措置	+3,500億円
経済緊急対応予備費	▲3,500億円
特殊要因加減算等	+2,000億円
合計	+9,400億円

平成22年度 厚生労働省所管予算の概算要求基準の全体像

※()内は前年度当初予算額
 ※四捨五入のため合計額は一致しない



平成22年度 厚生労働省所管予算に係る概算要求基準

I. 年金・医療等に係る経費

前年度当初予算額に1兆900億円(他省庁分100億円を含む)を加算した額(自然増全額がそのまま認められ、削減はなし)

※ 自然増経費について、可能な範囲で効率化に努め、その範囲内で社会保障を充実

※ 年金・医療等に係る経費等特定の経費に関連して、新たな安定財源が確保された場合の取扱いについては、予算編成過程で検討

II. 予算配分の重点化促進のための加算

「経済危機対応等特別措置」(3500億円の範囲内)として、「基本方針2009」に規定された「当面の「最優先課題」」、「成長力の強化」、「安心社会の実現」等のうち、緊急性や政策効果が特に高い施策に対して重点配分

III. 予算編成過程における別途検討事項

- 新たな年金記録管理体制の確立に係る経費
- 高齢者医療の円滑運営対策に係る経費 等

IV. その他

(1) 公共事業関係費

- ・ 前年度予算額から▲3%減

(2) その他経費(I 及び(1)以外の経費のうち、人件費及び義務的経費を除く経費)

- 科学技術振興費
 - ・ 前年度予算額と同額
- その他(国立大学法人運営費、私立学校振興費、防衛関係費を除く)
 - ・ 前年度予算額から▲3%減

(3)(1)及び(2)については、25%増の要望額を確保

Ⅱ 平成22年度予算概算要求のポイント

新型インフルエンザやがん・難病等の各種疾病対策

新型インフルエンザ等の感染症対策をはじめとする健康危機管理体制の強化、がん等の生活習慣病対策や難病などの各種疾病対策を進める。

1 新型インフルエンザ対策の更なる推進

207億円(144億円)

○ 医療提供体制の構築

54億円(0.4億円)

- ・ 新型インフルエンザ患者を一般医療機関においても受け入れることができるよう、病床や院内感染防止のための施設・設備(人工呼吸器等)及び新型インフルエンザ患者の発熱相談窓口設置(136か所)に対する国庫補助を行う。

○ プレパンデミックワクチンの製剤化等

9.5億円(1.5億円)

- ・ 高病原性鳥インフルエンザによる新型インフルエンザの発生に備えて、社会機能維持のために即時に第一線で対応する感染リスクの高い従事者等に対してワクチンの接種が行えるよう、プレパンデミックワクチンの製剤化等(33万人分→100万人分)を行う。

○ 新型インフルエンザワクチンの買上(新規)

60億円

- ・ 新型インフルエンザに対応するための新型インフルエンザワクチンを製造し、買上を行う。

○ 新型インフルエンザワクチンの開発・生産体制の強化

平成21年度補正予算(1,279億円)により創設する「未承認薬・新型インフルエンザ等対策基金」を活用して、今後、

- ①細胞培養法の開発によるワクチン生産期間の短縮化(1年半～2年から約半年)、
- ②細胞培養開発期間中の鶏卵培養法による生産能力等の強化、
- ③有効性や利便性の高い「第3世代ワクチン」の開発を推進する。

○ 抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄

1.1億円(1.6億円)

- ・ 厚生労働省において備蓄する抗インフルエンザウイルス薬(タミフル3,000万人分、リレンザ300万人分)等を適切に保管する。

※国の備蓄とは別に、都道府県において、タミフル1,050万人分を備蓄しており、平成23年度までに1,330万人分を追加備蓄する予定である。また、リレンザについても、平成23年度までに133万人分を備蓄する予定である。

2 がん対策の総合的かつ計画的な推進

453億円(237億円)

○ 放射線療法等の専門医師の育成及び緩和ケア等の着実な推進

70億円(68億円)

- ・ 若手医師を放射線療法等の専門医師として育成するための研修(15か所)を実施するとともに、治療の初期段階からの緩和ケアや化学療法等を推進するため、医療従事者等に対する研修(512か所)などを行う。

○ がん予防・早期発見等の推進(一部新規)

199億円(82億円)

- ・ がんの早期発見・早期治療に向けて、がん検診50%推進本部を設置したところであり、今後、国・地方公共団体・企業等の連携の強化を図り、がん検診の受診を促進する。
- ・ 特に検診受診率の低い女性特有のがん(子宮頸がん、乳がん)については、一定の年齢に達した女性に検診の無料クーポンを配布するとともに検診手帳を交付。
 - 子宮頸がんは20歳、25歳、30歳、35歳及び40歳、乳がんについては40歳、45歳、50歳、55歳及び60歳(対象人数740万人分)

○ がんに関する研究の推進等

184億円(86億円)

3 難病対策の一層の推進

1,637億円(1,458億円)

○ 難治性疾患に関する調査・研究の推進

100億円(100億円)

○ 難病患者の生活支援等の推進

1,537億円(1,358億円)

- ・ 特定疾患治療研究事業については、患者の医療費の負担軽減を図るため、平成21年度補正予算において新たに追加された対象疾患も含め、引き続き実施するとともに、難病相談・支援センター(全国47か所)の運営等を通じ、地域における難病患者の生活支援等を推進する。

4 肝炎対策の充実

209億円(205億円)

- ・ インターフェロン治療に対する医療費の助成を行うとともに、着実な肝炎ウイルス検査の実施や患者などからの相談への対応等を行う肝疾患診療連携拠点病院(65か所)への支援を行う。

- ・ 臓器移植法の改正を踏まえ、臓器移植が適切に実施されるよう、コーディネーター等のあつせん業務従事者の増員や移植対象者検索システム及び臓器提供意思登録システムの改修等の体制整備を行うとともに、改正内容の普及啓発に取り組む。また、心停止後の腎臓提供をモデル医療機関(47か所)において積極的に推進し、腎臓移植の増加を図る。

医師確保の推進など地域医療の再生に向けて

地域の医師等の人材確保、救急医療・周産期医療の体制整備などを通じ、地域医療の課題を解決し、安心して質の高い医療制度の充実を図る。

1 医師の診療科偏在、地域偏在対策 180億円(152億円)

○ 医師不足診療科の医師の育成・確保のための支援 69億円(64億円)

- ・ 勤務環境が過酷であるため確保が困難な救急、産科等の診療科で研修を行う医師に研修医手当(最大月額5万円)を支給し、処遇改善を図る医療機関に対して財政支援を行う。
- ・ 将来産科・小児科を希望する研修医を対象とした臨床研修プログラムを用意する研修希望者20人以上の医療機関に対し、その研修プログラムに要する費用を支援する。

○ 医師の地域偏在是正に向けた取組に対する支援 86億円(61億円)

- ・ 都市部の病院が医師不足地域等において臨床研修や臨床研修修了後の専門的な研修を行う場合に財政支援を行う。

2 女性医師等の離職防止・復職支援 58億円(55億円)

- ・ 出産や育児等により離職している女性医師の復職支援のため、都道府県に受付・相談窓口を設置し、研修受け入れ医療機関の紹介や復職後の勤務態様に応じた研修を実施する。
- ・ 受入児童の対象年齢拡大など病院内保育所の運営等に対する支援を拡充するとともに、保育所が不足している地域で女性医師の勤務が可能となるようベビーシッター等を雇うための費用の一部助成を行う。

3 看護職員の資質の向上及び確保策の推進 133億円(95億円)

○ 新人看護職員卒後研修の着実な推進(新規) 32億円

- ・ 看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止の観点や、保健師助産師看護師法等の改正を踏まえ、新人看護職員が卒後臨床研修を受けられる体制構築のための支援を行う。

○ 看護職員の離職の防止・復職支援の充実強化 28億円(22億円)

- ・ 看護職員の離職防止や復職促進を図るため、医療機関における短時間正規雇用など多様な勤務形態の導入に対する支援や、病院内保育所の運営に対する財政支援の拡充などを行う。

4 救急医療・周産期医療体制等の確保

618億円(466億円)

○ 救急医療機関の連携強化（新規）

1.2億円

- ・ 急性期を脱した患者の円滑な転床・転院を促進し、救急医療用病床の有効活用のため、施設内・施設間の連携を担当する専任者の配置を支援する。

○ 二次救急医療体制の充実・強化

45億円(51億円)

- ・ 救急患者の受入実績に応じた支援を行う。
- ・ 受入困難患者の受入を確実にを行う医療機関の空床確保を支援する。

○ 重篤な小児救急医療を担う医療機関に対する受入体制の充実(新規)

6.1億円

- ・ 「超急性期」にある小児の救命救急医療を担う「小児救命救急センター(仮称)」の運営(8か所)や、その後の「急性期」にある小児への集中的・専門的医療を行う小児集中治療室の整備等を支援する。

○ 周産期医療体制の充実・強化

149億円(42億円)

- ・ 総合周産期母子医療センター(75か所)及びそれを支える地域周産期母子医療センター(237か所)のNICU(新生児集中治療室)、MFICU(母体・胎児集中治療室)、戻り搬送、迎え搬送等に対する財政支援を行う。
- ・ 長期入院児がNICU等から在宅療養へ移行するための中間施設として、地域療育支援施設(仮称)をモデル的に設置(9か所)するとともに、在宅に戻った児童をいつでも一時的に受け入れる病院に対し財政支援を行う。

5 安定的で持続可能な医療保険制度運営の確保

9兆4,275億円(9兆394億円)

○ 国民健康保険等に係る医療費国庫負担

9兆3,573億円(8兆9,906億円)

- ・ 各医療保険制度に係る国庫負担に要する経費を確保し、その円滑な実施を図る。
- ・ 国民健康保険の保険者支援の継続等のために要する経費を確保し、来年度以降の制度の在り方については年末までに検討。

○ 高齢者医療制度の円滑な運営

- ・ 高齢者医療制度における保険料の軽減等の取扱いについては、予算編成過程で検討。

○ レセプトオンライン化への支援(新規)

237億円

- ・ 自らオンライン請求を行う医療機関や薬局のレセプトコンピュータの導入等に対する支援や、自らオンライン請求することが困難な医療機関や薬局に係る代行請求に対する支援を行う。

希望を持って安心して働ける社会の実現に向けて

「雇用を軸とした安心社会の実現」が求められている中で、全ての国民が希望を持って安心して働ける社会を実現するため、雇用の維持、再就職支援、仕事と生活の調和の実現など、性別や世代、労働形態の違いに関わらず、全ての労働者が生き生きと働く機会が保障される活力ある社会の実現を図る。

1 緊急雇用対策の推進

3,781億円(1,108億円)

○ 雇用維持支援

3,058億円(581億円)

- ・ 企業の休業、教育訓練、出向による雇用維持の取組を支援するため、当該取組を行う労働者の手当、賃金の4/5(大企業については2/3)の助成(解雇等を行わない場合は助成率をそれぞれ9/10、3/4に上乘せ)する。
- ・ 残業削減雇用維持奨励金により、残業を大幅に削減し、解雇等を行わない事業主に対する助成(30万円～45万円(大企業20万円～30万円))する。

○ 医療、福祉、情報通信等の分野における能力開発の推進

455億円(335億円)

- ・ 今後成長が見込まれる医療、福祉、情報通信等の分野における職業訓練の充実(保育士の資格取得を目的とした職業訓練の創設)を図るとともに、介護労働者に対する教育訓練の実施に係る相談・援助等のコーディネートを行う事業を拡充する。

○ 緊急人材育成・就職支援事業

平成21年度補正予算(7,000億円)により創設した「緊急人材育成・就職支援基金」を活用し、雇用保険を受給できない者の再就職を促進するため、職業訓練を抜本的に拡充し、訓練期間中の生活保障のため、「訓練・生活支援給付」の支給(単身者:月10万円、扶養家族を有する者:月12万円)及び貸付け(それぞれ上限月5万円、月8万円)を実施するとともに、中小企業等の人材ニーズを踏まえ、新規成長・雇用吸収分野等において、十分な技能・経験を有しない求職者への実習雇用・雇入れの支援等を実施する。

○ 緊急雇用創出事業

平成20年度第2次補正予算(1,500億円)及び平成21年度補正予算(3,000億円)において都道府県に対する交付金により基金を創設し、緊急雇用創出事業を実施することにより、失業者の一時的な雇用・就業機会の創出を図る。

○ふるさと雇用再生特別交付金

平成20年度第2次補正予算(2,500億円)において都道府県に対する交付金により基金を創設し、創意工夫を凝らした事業の実施を支援することにより、地域求職者等の安定的な雇用機会の創出を図る。

2 若者・女性・高齢者・障害者等の就業実現 1,546億円(1,605億円)

○ 未就職卒業者早期就職プロジェクト(新規) 76億円

- ・ 若者の応募機会の拡大に向けた企業の取組強化のため青少年指針を改正し、未就職卒業者が応募可能な求人の開拓、事業主への助成措置等を行う「未就職卒業者早期就職プロジェクト」を新たに実施する。

○ 新規学卒者、未就職卒業者等に対する就職支援 38億円(42億円)

- ・ 新規学校卒業予定者、未就職卒業者等について、全国ネットの拠点の整備等により、必要に応じて担当者制による職業相談・職業紹介から職場定着までの一貫した就職支援や働くルールに関する教育を実施する。

○ 「フリーター等正規雇用化プラン」の着実な推進 389億円(456億円)

- ・ 就職氷河期に正社員になれなかった年長フリーター等(25歳～39歳)を重点に、必要に応じて担当者制による職業相談・職業紹介から職場定着までの一貫した支援や助成制度(若年者等トライアル雇用(1人4万円、最大3ヶ月)、年長フリーター等を正規雇用する事業主への助成(中小企業1人100万円、大企業50万円))の活用等により、年長フリーター等の正規雇用化を推進する。
- ・ 年長フリーター等向けの訓練コースの長期化など、年長フリーター等の安定雇用に向けた対策を強化する。

○ ニート等の若者の職業的自立支援の強化 29億円(22億円)

- ・ 地域若者サポートステーションの設置拠点を拡充する(92か所→115か所)。
- ・ 高校中退者等を対象とした訪問支援による学校教育からの円滑な誘導、学力を含む基礎力向上に向けた継続的支援等を実施する。

○ 女性の就業希望等の実現 154億円(141億円)

- ・ 育児・介護休業法の改正にあわせ、短時間勤務制度の定着を促進するための助成(主に、300人以下の事業主向け)を拡充し、事業所内保育施設を設置、運営する中小企業に対する助成率の引上げ(1/2→2/3)を引き続き実施する。
- ・ 事業拠点の増設(148か所→198か所)、地域の子育て支援施設等とのネットワーク強化等、マザーズハローワーク事業を拡充する。

○いくつになっても働ける社会の実現 506億円(639億円)

- ・ 意欲と能力があれば年齢に関わりなく働ける環境整備を図るため、希望者全員について65歳まで雇用が確保される制度や70歳まで働ける制度の導入に取り組む事業主への助成(160万円を上限)、傘下企業の取組に対する相談援助を行う事業主団体への助成(500万円を上限)を実施する。
- ・ 高齢者による地域の社会貢献活動分野における起業に対する助成制度(300万円を上限)を創設する。

○障害者に対する就労支援の推進 252億円(228億円)

- ・ ハローワークを中心とした地域の関係機関との連携による「チーム支援」を推進するとともに、就業面と生活面における支援を一体的に行う「障害者就業・生活支援センター」の設置箇所数の拡充等(265か所→300か所)により、地域の障害者の就労支援力を強化する。
- ・ カウンセリング体制の整備等、精神障害者が働きやすい職場づくりを行った事業主に対する奨励金(新規雇用した精神保健福祉士1人当たり年180万円等)を創設する。
- ・ 発達障害者については、ハローワークにおける支援体制の整備や事業所における職場実習の実施等により雇用を促進する。

3 非正規労働者への総合的対策 **550億円(580億円)**

○パートタイム労働者の正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進 15億円(16億円)

- ・ 労働局に配置した均衡待遇・正社員化推進プランナー(141名)による事業主への相談・援助の実施。
- ・ 均衡待遇・正社員転換の推進のための雇用管理改善を行う事業主に対して助成金(40万円～60万円(大企業30万円～50万円))を支給する。

○有期契約労働者の雇用管理改善と正社員転換の促進等 21億円(21億円)

- ・ 有期契約労働者を雇用する事業主に対し、正社員転換や正社員と共通の処遇制度等を導入する場合の助成(それぞれ40万円及び60万円)の対象となる企業規模を現行の中小企業から大企業まで拡充(それぞれ30万円及び50万円)する。

○派遣労働者の保護と雇用安定の確保 66億円(97億円)

- ・ 偽装請負、派遣契約の中途解除等の防止など法令遵守に向けた指導監督の徹底、体制の整備等を行う。
- ・ 製造業務派遣、登録型派遣、特定労働者派遣事業の在り方等について検討するとともに、優良な人材ビジネス事業者の認定制度を推進する。

○非正規労働者の総合的支援体制の整備 34億円(13億円)

- ・ 非正規労働者就労支援センター(19箇所)を見直し、職業紹介・職業相談と生活・住宅相談等を一体的に実施する非正規労働者総合支援センター(仮称)(32か所)を設置する等、非正規労働者の総合的な就労・生活支援体制を整備する。

4 「働き方改革プラン(仮称)」の推進等 **33億円(31億円)**

○「働き方改革プラン(仮称)」の推進 30億円(29億円)

- ・ 働き方の見直し等により、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等を図る観点から、社会的気運の醸成や基盤整備の推進とともに、仕事と生活の調和の実現に向けた取組を進める企業等に対する支援(労働時間等設定改善推進助成金(団体助成:上限額800万円、企業助成:上限額120万円の支給)等)の充実を図る。
- ・ 求人企業や雇用調整助成金利用企業を中心に、景気回復期における長時間残業の抑制や、安定雇用の増加に係る助成金等の支援策の活用などについて働きかけを実施する。

○改正労働基準法の施行等による長時間労働の抑制 3.1億円(2.4億円)

- ・ 改正労働基準法が平成22年4月から施行されることを踏まえ、その履行確保を図るため、事業場に対する36協定の適正化指導等を実施し、長時間にわたる時間外労働の抑制を図る。

地域子育て支援など少子化対策の総合的な強化

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等において示された「仕事と生活の調和の実現」、「子育てを支援する社会的基盤の構築」の2つの課題を「車の両輪」として取り組むとともに、新たな「子ども・子育て応援プラン(後期プラン)」の策定とその実現に向けた総合的な少子化対策を推進する。

1 地域における子育て支援の推進

7,215億円(6,875億円)

○ 地域子育て支援対策の充実

621億円(550億円)

- ・ 子育て支援に関する情報ネットワークの構築(携帯サイト)、子どもを守る地域ネットワークにおける情報の共有化、地域事情等に応じた保育サービスの実現など総合的な子育て支援対策を実施する。
- ・ 地域における子育て支援拠点について、身近な場所への設置を促進する(7,100か所→7,700か所)。

○ 新待機児童ゼロ作戦の推進など保育サービスの充実

4,260億円(3,955億円)

- ・ 新待機児童ゼロ作戦の集中重点期間(平成20～22年度)における、15万人分の保育所整備等の推進に対応した民間保育所運営費の確保を図る。
- ・ 家庭的保育や一時預かり、延長保育、病児・病後児保育など多様な保育サービスを提供する。

○ 総合的な放課後児童対策(「放課後子どもプラン」)の着実な推進

281億円(235億円)

- ・ 「新待機児童ゼロ作戦」を踏まえ、放課後児童クラブのソフト面・ハード面の支援を行う。(24,153か所→27,793か所)

○ 児童手当国庫負担金

2,493億円(2,523億円)

2 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実 962億円(926億円)

○ 虐待を受けた子ども等への支援の強化 904億円(877億円)

- ・ 子どもを守る地域ネットワークにおける情報の共有化や児童相談所における家族再統合の促進などにより、児童相談体制の機能を強化する。
- ・ 児童養護施設等のケア単位の小規模化を推進するとともに、入所児童の自立及び就業支援の一助となる免許等(普通自動車運転免許等)を取得するための経費を創設するなど社会的養護体制を拡充する。

3 母子家庭等の総合的な自立支援策の充実 1,792億円(1,754億円)

○ 母子家庭等の総合的な自立支援の推進 107億円(89億円)

- ・ 母子家庭の母が看護師等経済的自立に効果的な資格を取得するために養成機関において修業する間の生活費の支給などを行う事業(高等技能訓練促進費等事業)や個々の母子家庭の状況・ニーズに応じた自立支援プログラムを策定する事業などの推進、父子家庭等に対する相談支援体制の充実強化する。

○ 自立を促進するための経済的支援 1,685億円(1,665億円)

- ・ 児童扶養手当の支給を行うとともに、母子寡婦福祉貸付金において、母子家庭の母が高等学校等に通学する際に必要となる費用に対する貸付(自宅通学の場合月額4万5千円)を行う等の充実を図る。

4 母子保健医療対策の充実 380億円(235億円)

○ 不妊治療等への支援 82億円(46億円)

- ・ 配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する(1回あたり15万円を年2回まで)などの支援を行う。

5 出産等に係る経済的負担の軽減 185億円(79億円)

- ・ 安心して出産できるようにするため、出産育児一時金を4万円引き上げる措置を継続し、妊産婦の経済的負担を軽減する(原則38万円→原則42万円)。

- ・ 働き方の見直し等、仕事と生活の調和の実現に向けた取組を進める企業等に対する支援の充実（育児・介護休業法の改正にあわせ、短時間勤務制度の定着を促進するための助成の拡充等）を図る。

生活不安を解消し、安心社会の構築へ

格差の拡大傾向、若年失業者の増大等を背景に高まっている生活不安を解消し、社会保障制度の「ほころび」を早急に修復するため、社会保障の機能強化を図り、全生涯・全世代を通じての切れ目のない生活安心保障を再構築する。

1 雇用と住居を失った者などに対する支援制度の構築

○ 雇用と住居を失った者などに対する住宅手当の支給等(新規) **323億円**

- ・ 雇用対策の補完として、住居を失った者などのうち就職活動を行う離職者に住宅手当を給付(地域毎に上限額を設定(例:東京都23区の場合、単身者53,700円、複数世帯69,800円)、最長6月)するとともに、就労支援を実施する。
- ・ 生活福祉資金貸付を充実(例:総合支援資金の場合、上限額月20万円(最長1年間))し、併せて低所得者等に対する相談支援体制の充実を図ることにより、低所得者等の生活の立て直しを支援する(セーフティネット支援対策等事業費補助金(631億円)の内数)。

○ ホームレス自立支援の推進 **72億円(31億円)**

- ・ 既存建築物の借上げによる緊急一時宿泊施設の設置を推進する。
- ・ 緊急一時宿泊施設利用者に対する相談体制を充実する。
- ・ 終夜営業店舗等に寝泊まりする不安定な居住環境にある者に対する相談・支援活動を通じて現状を把握し、ホームレスとなることを防止するための支援体制の検討を行う(モデル事業)。

2 被保護者の自立支援に向けた生活保護制度の適正な実施

○ 生活保護に係る国庫負担等

○ 居住生活移行支援モデル事業(新規)

- ・ 法定外施設に入所している被保護者や退院先の確保が困難な被保護者などの居宅を確保し、自立を支援するため、既存の宿泊施設を活用した居宅生活移行支援モデル事業(20か所)を実施する(セーフティネット支援対策等事業費補助金(631億円)の内数)。

3 地域福祉の再構築

- ・ 各地域において、一人暮らし世帯等が孤立せず、安心して暮らせるよう基盤支援(「見守り」と「買物支援」)を行う(セーフティネット支援対策等事業費補助金(631億円)の内数)。

4 自殺対策の推進

19億円(19億円)

○ 地域での効果的な自殺対策の推進と民間団体の取組支援

3.2億円(3.6億円)

- ・ 「地域自殺予防情報センター」の相談機能を拡充するほか、関係機関のネットワーク化により地域の自殺対策の向上を図る。
- ・ 先進的かつ効果的な自殺対策を行っている民間団体(公募により採択)に対する支援を行う。

○ 自殺予防に向けた相談体制の充実と人材育成

13億円(10億円)

- ・ 一般内科医、小児科医等のかかりつけ医に対するうつ病の診断・治療・医療連携に関する研修や地域におけるメンタルヘルスを担う従事者に対する精神保健等に関する研修(年間開催回数約6回)を行い、地域における各種相談機関と精神保健医療体制との連携の強化を図る。

5 社会保障カード(仮称)の導入に向けた取組

9.8億円(3.9億円)

○ 社会保障カード(仮称)の導入に向けた取組

9.8億円(3.9億円)

- ・ 平成23年度を目途とした社会保障カード(仮称)の導入に向け、社会保障分野におけるICカードの利活用に関する検討を深め、具体化するための利用者環境の開発や保険資格確認・情報閲覧機能の実現のために必要な取組等を進める。

高齢者等が生き生きと安心して暮らせる社会の実現

高齢者が生き生きと安心して暮らせる社会を実現するため、安心して質の高い介護サービスの提供のための安定的な介護保険制度運営の確保を図るとともに、地域包括ケアを提供できる体制等の整備を進める。

1 安心して質の高い介護サービスの確保 2兆2,213億円(2兆978億円)

○ 地域における介護基盤の整備 322億円(407億円)

- ・ 低所得高齢者に対する居住対策として、大都市部を中心とした地域において、見守り機能を備えた軽費老人ホームの整備に対する助成を行う。

○ 安定的な介護保険制度の運営 2兆1,675億円(2兆378億円)

- ・ 介護保険制度を着実に実施するため、介護給付、地域支援事業等の実施に必要な経費を確保する。

2 地域住民に対する医療・介護を含めた地域包括ケアの確立 16億円(5.8億円)

○ 市町村地域包括ケア機能強化モデル事業の実施(新規) 7億円

- ・ 地域包括支援センターを活用して地域課題の抽出のためのスクリーニング、地域の様々な資源のコーディネートを行うモデル事業を実施する(全国で100か所)。

○ 集合住宅等に居住する要介護者等に対する総合支援モデル事業の実施(新規) 1.7億円

- ・ 集合住宅等に居住する要介護高齢者等が住み慣れた地域において在宅で生活できるよう、24時間365日対応窓口を設置し、緊急時の対応や相談援助を行うとともに、介護保険外のサービスを含めた関係事業者等が連携して総合的にサービスを提供するモデル事業を実施する。

3 認知症施策の総合的な支援

49億円(39億円)

- ・ 認知症疾患医療センターにおいて、認知症の周辺症状や身体合併症に対する双方の医療を担う中核的機能を充実するとともに、認知症連携担当者を配置する地域包括支援センターを拡充する。
- ・ 若年性認知症コールセンターの運営や若年性認知症自立支援ネットワークの構築等による若年性認知症者への支援を行う。

4 持続可能で安心できる年金制度運営の確保

10兆1,897億円(9兆8,988億円)

○ 年金給付費国庫負担金

10兆1,743億円(9兆8,593億円)

○ 年金記録問題への対応

- ・ 年金記録問題への対応に係る経費の取扱いについては、財政に係る合理化のための努力と併せて今後の予算編成過程で検討。

障害者の自立生活を支援するための施策の推進

障害者の自立生活を支援するため、良質な障害福祉サービス等を確保するとともに、障害者虐待防止等に関する総合的な施策の推進、精神医療の質の向上や精神障害者の地域生活への移行支援の推進、発達障害者支援施策の更なる拡充を図る。さらに、障害者の就労支援を総合的に推進する。

1 障害者の自立生活を支援するための施策の推進

1兆610億円(9,893億円)

○ 良質な障害福祉サービスの確保 5,582億円(5,072億円)

- ・ 各市町村において、障害福祉計画に基づき、良質なホームヘルプ、グループホーム、就労移行支援事業等の障害福祉サービスの確保を図る。

○ 地域生活支援事業の着実な実施 440億円(440億円)

- ・ 市町村等における地域生活支援事業(視覚障害者のガイドヘルパー等の移動支援、聴覚障害者の手話通訳の派遣等のコミュニケーション支援、日中活動としての地域活動支援センターの運営、特殊寝台や点字器等の日常生活用具の貸与の事業等)について、着実な実施及び定着等を図る。

○ 「工賃倍増5か年計画」の着実な推進 17億円(17億円)

- ・ 福祉施設で働く障害者の一般就労への移行を促進するとともに、経営コンサルタントの派遣、施設の受注機会の増大に向けたモデル事業など工賃水準の引き上げに向けた取組の強化を図る。

2 障害者虐待防止等に関する総合的な施策の推進(新規) 4.7億円

- ・ 障害者虐待の防止や障害者の権利擁護に関する支援を行うため、地域における連携体制の整備やこれらの職務に携わるための専門的な研修の実施、虐待を受けた障害者等へのカウンセリング等を行う。

3 精神医療の質の向上や精神障害者の地域移行を支援するための施策の推進 **71億円(56億円)**

○ 精神科救急医療体制の充実・強化 **27億円(21億円)**

- ・ 身体合併症患者の受け入れを断らないとする精神科救急医療施設に医師等を配置し、身体合併症対応施設(65か所)の救急搬送受け入れ体制を強化する。
- ・ 精神科救急において、24時間365日の対応や身体合併症患者の受け入れを行う医療機関の整備に対し支援を行う。

○ 精神科入院患者の療養環境の改善(新規)

- ・ 精神医療の質の向上を図るため、病棟単位での病室面積の拡張や個室化率の向上等に主体的に取り組む医療機関の整備に対し支援を行う(医療提供体制施設整備交付金(109億円)の内数)。

○ 精神障害者の地域移行・地域生活支援の推進 **19億円(17億円)**

- ・ 精神障害者の地域移行等を推進するための体制を整備する。

4 発達障害者支援施策の更なる拡充 **15億円(13億円)**

○ 発達障害者の地域支援体制の確立 **3.2億円(2.4億円)**

- ・ 発達障害者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため各分野の関係者間のネットワーク強化による体制整備を推進し、更にペアレントメンターの養成や発達障害特有のアセスメントツールの導入促進等を行うことにより、地域における支援体制の強化を図る。

III 主要事項

第1 地域医療の再生に向けて

地域の医師等の人材確保、救急医療・周産期医療の体制整備、地域における医療連携体制の構築などを通じ、地域医療の課題を解決し、安心して質の高い医療提供体制の充実を図る。

国民健康保険制度の円滑な運営等により、安定的で持続可能な医療保険制度の運営を確保する。

○地域医療再生対策

平成21年度補正予算(3,100億円)において、都道府県に対する交付金により「地域医療再生基金」を創設し、都道府県が地域の医療課題の解決に向けて策定する「地域医療再生計画」に基づいて行う、医療圏単位での医療機能強化、医師の確保等の取組を支援する。

1 医師等人材確保対策の推進

498億円(471億円)

(1) 医師の診療科偏在・地域偏在対策

180億円(152億円)

① 医師不足診療科の医師の育成・確保のための支援

69億円(64億円)

勤務環境が過酷で確保が困難な救急、産科等の診療科の医師を確保するため、休日・夜間の救急を担う勤務医の手当、分娩取扱手当への財政支援を行うとともに、救急医等の育成・確保のため、臨床研修修了後の専門的な研修において、当該診療科を選択する医師に研修医手当(最大月額5万円)を支給し、処遇改善を図る医療機関に対して財政支援を行う。

また、臨床研修プログラムの見直しにより、一定規模以上の病院において、将来産科・小児科を希望する研修医を対象とする研修プログラムを用意することに伴う費用を支援する。

② 医師の地域偏在是正に向けた取組に対する支援

86億円(61億円)

地域医療を確保し、医師の地域への定着を図るため、都市部の臨床研修病院が研修の一環として医師不足地域等の病院で臨床研修を行う場合に財政支援を行う。

また、臨床研修修了後に専門的な研修を行う都市部の病院が、研修の一環として、医師不足地域等の病院で内科・外科などの地域医療を支える診療分野の専門的な研修を行う場合に財政支援を行う。

(2) 女性医師等の離職防止・復職支援 **58億円(55億円)**

出産や育児等により離職している女性医師の復職支援のため、都道府県に受付・相談窓口を設置し、研修受け入れ医療機関の紹介や復職後の勤務態様に応じた研修を実施する。

また、受入児童の対象年齢拡大など病院内保育所の運営等に対する支援を拡充するとともに、保育所が不足している地域で女性医師の勤務が可能となるようベビーシッター等を雇うための費用の一部助成を行う。

(3) 看護職員の資質の向上及び確保策の推進 **133億円(95億円)**

① 新人看護職員卒後研修の着実な推進(新規) **32億円**

看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止の観点から、新人看護職員の資質の向上を目的とした卒後臨床研修は不可欠であり、保健師助産師看護師法等の改正(平成22年4月1日施行)を踏まえ、新人看護職員が卒後臨床研修を受けられる体制を構築するための支援を行う。

② 看護職員の離職の防止・復職支援の充実強化 **28億円(22億円)**

看護職員の離職の防止や復職の促進を図るため、医療機関における短時間正規雇用など多様な勤務形態の導入に対する支援や、病院内保育所の運営等に対する財政支援の拡充などを行う。

③ 認定看護師等育成のための支援 **5.3億円(1.1億円)**

勤務医の業務負担の軽減を図るとともに、安心して質の高い医療提供体制の充実を図るため、チーム医療の下、医療従事者の役割分担が推進できるよう、高度な技術を有する認定看護師・専門看護師を積極的に養成し、資格取得を促進するための支援を行う。

(4) 補償制度・医療事故における死因究明 **4.6億円(4.9億円)**

医師等が萎縮することなく医療を行える環境を整備するため、医療事故における死亡の原因究明・再発防止のための仕組みの検討を行う。また、出産に起因して重度脳性まひとなった者への速やかな補償を行うなど、産科医療補償制度の円滑な運用を進める。

2 救急医療・周産期医療体制等の確保

618億円(466億円)

(1) 救急医療体制の充実・強化 **235億円(214億円)**

① 救急医療機関の連携強化(新規) **1.2億円**

救急医療機関に搬送された患者が急性期を脱した後の円滑な転床・転院を促進し、救急医療用病床を有効に活用するため、施設内・施設間の連携を担当する専任者の配置を支援する。

②二次救急医療体制の充実・強化 **45億円(51億円)**

救急患者の円滑な受入が行われるように、救急患者の受入実績に応じた支援、受入困難患者の受入を確実にを行う医療機関の空床確保に対する支援等を行う。

③ドクターヘリの導入促進事業の充実・強化 **30億円(21億円)**

早期治療の開始と迅速な搬送による救命率の向上を図るため、ドクターヘリ(医師が同乗する救急医療用ヘリコプター)事業を推進するとともに、補助基準額の見直しを行い、安定的な運航の確保を図る。

④重篤な小児救急医療を担う医療機関に対する受入体制の充実(新規) **6.1億円**

「超急性期」にある小児の救命救急医療を担う「小児救命救急センター(仮称)」の運営(8か所)や、その後の「急性期」にある小児への集中的・専門的医療を行う小児集中治療室の整備等について支援を行う。

⑤精神科救急医療体制の充実・強化(61ページ 7.3(1)で詳述) **27億円(21億円)**

(2)周産期医療体制の充実・強化 **149億円(42億円)**

①周産期母子医療センター等の充実・強化 **113億円(10億円)**

リスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等の周産期医療を行う総合周産期母子医療センター(75か所)及びそれを支える地域周産期母子医療センター(237か所)のNICU(新生児集中治療室)、MFICU(母体・胎児集中治療室)、戻り搬送、迎え搬送等に対する財政支援を行う。

②NICU等に長期入院している児童の在宅への移行促進(新規) **2.3億円**

長期入院児がNICU等から在宅に移行するためのトレーニング等を行う地域療育支援施設(仮称)をモデル的に設置するとともに、在宅に戻った児童をいつでも一時的に受け入れる病院に対し財政支援を行う。

(3)災害医療体制の充実・強化 **5.6億円(0.4億円)**

災害拠点病院に必要な資機材の維持管理経費の補助を行うとともに、災害派遣医療チーム(DMAT)の活動の円滑化のためにDMAT事務局を設置し、その運営を支援する。

(4)地域医療連携の強化 **27億円(10億円)**

①医療計画作成に係る支援(新規) **44百万円**

地域医療体制の確保・充実に向けて、都道府県において作成する次期医療計画の作成を支援するため、検討会を開催するとともに、都道府県に対して情報提供等を行う。

②在宅歯科医療の充実・強化

7.8億円(3.7億円)

生涯を通じて歯及び口腔の健康を保持する社会づくりを目指す8020運動の一環である在宅歯科医療について、地域における医科、介護等との連携体制の構築、人材の確保、在宅歯科医療機器の整備等を支援し、その一層の充実・強化を図る。

③医療分野の情報化の推進

19億円(6.6億円)

電子カルテ導入等の医療分野の情報化の推進や遠隔医療の設備整備に対する支援による地域医療の充実を図る。

3 安定的で持続可能な医療保険制度の運営の確保

9兆4,275億円(9兆394億円)

(1)国民健康保険等に係る医療費国庫負担

9兆3,573億円(8兆9,906億円)

各医療保険制度に係る国庫負担に要する経費を確保し、その円滑な実施を図る。

国民健康保険の保険者支援の継続等のために要する経費を確保し、来年度以降の制度の在り方については年末までに検討を行う。

(2)高齢者医療制度の円滑な運営

高齢者医療制度における保険料の軽減等の取扱いについては、予算編成過程で検討する。

(3)特定健康診査等の推進

465億円(488億円)

医療保険者が実施する40歳以上の被保険者・被扶養者を対象とする糖尿病等の生活習慣病の予防に着目した特定健康診査・特定保健指導への助成等を行う。

(4)レセプトオンライン化への支援(新規)

237億円

自らオンライン請求を行う医療機関や薬局のレセプトコンピュータの導入等に対する支援及び自らオンライン請求することが困難な医療機関や薬局に係る代行請求に対する支援を行う。

第2 安心・活力の実現に向けた雇用対策の推進 ～雇用のセーフティネットの整備～

現下の雇用失業情勢はさらに厳しさを増してきており、6月の完全失業率は平成15年6月以来6年ぶりに5.4%となった。また、有効求人倍率は0.43倍と過去最低を記録している。

このような状況の中で、緊急雇用対策の推進に全力をあげることにする。

「雇用を軸とした安心社会の実現」が求められている中で、今後の人口減少社会において、国民が将来に希望を持って安心して働けるようにし、我が国社会の活力を維持・発展させていくため、人材への投資等による格差是正、全員参加による社会の活力増進を中核に据えた中期的な対策を実行する。

1 緊急雇用対策の推進

3,781億円(1,108億円)

(1)雇用維持支援

3,058億円(581億円)

企業の休業、教育訓練、出向による雇用維持の取組を支援するため、雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金について、手当、賃金の4/5(大企業2/3)の助成(解雇等を行わない場合は助成率がそれぞれ9/10、3/4に上乘せされる)を行うとともに、残業削減雇用維持奨励金により、残業を大幅に削減し、解雇等を行わない事業主に対して助成(30万円～45万円(大企業20万円～30万円))を行う。

(2)再就職・能力開発対策

455億円(335億円)

○医療、福祉、情報通信等の分野における能力開発の推進

今後成長が見込まれる医療、福祉、情報通信等の分野における職業訓練の充実(保育士の資格取得を目的とした職業訓練の創設)を図るとともに、介護労働者に対する教育訓練の実施に係る相談・援助等のコーディネートを行う事業を拡充する。

○緊急人材育成・就職支援事業

平成21年度補正予算(7,000億円)により創設した「緊急人材育成・就職支援基金」を活用し、雇用保険を受給できない者の再就職を促進するため、職業訓練を抜本的に拡充し、訓練期間中の生活保障のため、「訓練・生活支援給付」の支給(単身者:月10万円、扶養家族を有する者:月12万円)及び貸付け(それぞれ上限月5万円、月8万円)を実施するとともに、中小企業等の人材ニーズを踏まえ、新規成長・雇用吸収分野等において、十分な技能・経験を有しない求職者への実習雇用・雇入れの支援等を実施する。

○緊急雇用創出事業

平成20年度第2次補正予算(1,500億円)及び平成21年度補正予算(3,000億円)において都道府県に対する交付金により基金を創設し、緊急雇用創出事業を実施することにより、失業者の一時的な雇用・就業機会の創出を図る。

○ふるさと雇用再生特別交付金

平成20年度第2次補正予算(2,500億円)において都道府県に対する交付金により基金を創設し、創意工夫を凝らした事業の実施を支援することにより、地域求職者等の安定的な雇用機会の創出を図る。

(3) 育児休業等を理由とする解雇等不利益取扱いへの対応の強化

4.8億円(2.9億円)

労使からの相談対応、企業への適正な制度運用に関する指導等を行う体制を整備することにより、育児休業等を理由とする解雇、退職勧奨等の不利益取扱いへの対応を強化する。

(4) 未払賃金立替払制度の推進

263億円(189億円)

倒産した企業から賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金のうち一定額を政府が立替払する「未払賃金立替払制度」により、早期に立替払が受けられるよう、立替払に必要な原資の確保等により制度の円滑な運用を推進する。

2 人材への投資

794億円(589億円)

(1) 新分野・成長分野を見据えた職業訓練の充実等

517億円(335億円)

①医療、福祉、情報通信等の分野における能力開発の推進(再掲・前ページ参照)

455億円(335億円)

②ハローワークにおける職業訓練受講者に対する就職支援体制の強化

62億円

ハローワークにおける職業訓練情報等の収集・提供、職業訓練の受講あっせん及び職業訓練受講修了者の就職支援の実施体制を強化する。

(2) 産業間労働移動の促進 **81億円(68億円)**

失業なき労働移動を支援するため、労働移動支援助成金について、求職活動等のための休暇を付与し休暇日に通常の賃金の額以上の賃金を支払った場合の助成額の引き上げ(4,000円→7,000円)、職業紹介事業者の活用により再就職させた場合の助成率の引き上げ(1/3→1/2(大企業は1/4→1/3))等を行うとともに、出向のあっせんによる早期再就職の支援を行うことにより、産業間の労働移動を促進する。

(3) ジョブ・カード制度を中心とした労働市場の基盤整備 **237億円(228億円)**

① ジョブ・カード制度の一層の展開 **213億円(206億円)**

キャリア形成の過程をモデル化したキャリアマップの作成、各種検定の整備、モデル評価シートの多様化、専門キャリア・コンサルタントの育成等産業分野ごとの展開に向けた基盤整備と、これらを活用した職業訓練を推進する。

② 職業能力評価の基盤整備の推進 **29億円(27億円)**

技能検定制度の機能強化、非正規労働者の評価・処遇改善の推進等職業能力評価に係る基盤整備のための総合的な施策を推進する。

③ 国際標準化等の動向を踏まえた労働市場の基盤整備に係る総合的取組 (新規)

33百万円

教育訓練サービス分野における国際標準化等の動向を踏まえ、我が国における教育訓練の質保証のための取組を推進する。

(4) 学校教育との連携によるキャリア形成支援の基盤整備(新規) **2.6億円**

学校在学段階におけるキャリア教育、働くルールに関する教育の推進のための体制整備を進める。

(5) 中小企業における職業訓練の支援 **39億円(37億円)**

事業主が行う従業員の職業訓練に要する経費及び賃金の助成について、中小企業に対する助成率の引き上げ(1/2(中小企業労働力確保法に基づく職業訓練を行う小規模事業所(常時雇用する労働者が20人以下)については2/3))を引き続き実施する。

(6) ものづくり立国の推進 **19億円(17億円)**

第一線で活躍している若年技能者を活用した技能の魅力や重要性の啓発等ものづくり教育を推進するとともに、団塊世代等を活用した効果的な技能継承の推進、地域におけるモデル的な技能振興・技能継承事業に対する支援を実施する。

3 雇用創出

3, 104億円(1, 104億円)

(1) 地域における雇用創出の推進

241億円(265億円)

先の補正予算により実施している「ふるさと雇用再生特別交付金」及び「緊急雇用創出事業」に加え、「地域雇用開発促進法関連事業」を国と地方公共団体が一体となって推進する。また、地方公共団体における事業の実施状況を把握し、好事例を紹介すること等を通じ、地方公共団体における効果的かつ機動的な取組を支援するとともに、地域の雇用創出の取組を促進するため、経験交流会等を実施する。

(2) 介護労働者等の確保・定着 (一部再掲・32ページ参照)

264億円(216億円)

介護労働者の雇用管理改善に取り組む事業主等への総合的支援や介護労働者に対する教育訓練の実施に係る相談・援助等のコーディネートを行う事業の拡充を図る。

(3) 農林漁業分野における新たな雇用機会の創出

13億円(6.9億円)

農林漁業への就業等のニーズが高まっている中、失業者等の希望や能力に応じた多様な農林漁業への就業等の実現に向けた職業相談・紹介等の支援を実施する。

(4) 中小企業に対する雇用安定のための支援(一部再掲・32ページ参照)

2, 586億円(616億円)

企業の休業、教育訓練、出向による雇用維持の取組を支援するため、中小企業緊急雇用安定助成金を活用し、手当、賃金の4/5の助成(解雇等を行わない場合は助成率が9/10に上乘せされる)を行うとともに、残業削減雇用維持奨励金により、残業を大幅に削減し、解雇等を行わない事業主に対して助成(30万円～45万円)を行う。また、生産性の向上等に資するための人材の確保・定着に対する助成(2/3)、基盤人材の雇入れへの助成(140万円～170万円)を行う。

4 若者・女性・高齢者・障害者等の就業実現

1,546億円(1,605億円)

(1) 若者の自立の実現 577億円(553億円)

①未就職卒業者早期就職プロジェクト(新規) 76億円

若者の応募機会の拡大に向けた企業の取組強化のため青少年指針を改正し、未就職卒業者が応募可能な求人の開拓、事業主への助成措置等を行う「未就職卒業者早期就職プロジェクト」を新たに実施する。

②新規学卒者、未就職卒業者等に対する就職支援 38億円(42億円)

新規学校卒業予定者、未就職卒業者等について、全国ネットの拠点の整備等により、必要に応じて担当者制による職業相談・職業紹介から職場定着までの一貫した就職支援や働くルールに関する教育を実施する。

③「フリーター等正規雇用化プラン」の着実な推進 389億円(456億円)

就職氷河期に正社員になれなかった年長フリーター等(25歳～39歳)を重点に、必要に応じて担当者制による職業相談・職業紹介から職場定着までの一貫した支援や助成制度(若年者等トライアル雇用(1人4万円、最大3ヶ月)、年長フリーター等を正規雇用する事業主への助成(中小企業1人100万円、大企業50万円))の活用等により、年長フリーター等の正規雇用化を推進する。また、年長フリーター等向けの訓練コースの長期化など、年長フリーター等の安定雇用に向けた対策を強化する。

④ニート等の若者の職業的自立支援の強化 29億円(22億円)

ニート等の若者に対する地域の支援拠点である地域若者サポートステーションの設置拠点を拡充(92か所→115か所)するとともに、高校中退者等を対象とした訪問支援による学校教育からの円滑な誘導、学力を含む基礎力向上に向けた継続的支援に取り組むなど、ニート等の若者の職業的自立支援を強化する。

(2) 女性の就業希望等の実現 154億円(141億円)

①仕事と家庭の両立支援(一部再掲・33ページ参照) 100億円(100億円)

育児・介護休業法の改正にあわせ、短時間勤務制度の定着を促進するための助成を拡充するとともに、事業所内保育施設を設置、運営する中小企業に対する助成率の引上げ(1/2→2/3)を引き続き実施する。また、育児休業等を理由とする解雇、退職勧奨等不利益取扱いへの対応策の強化を図る。

さらに、「中小企業一般事業主行動計画策定推進2か年集中プラン」の実施により、中小企業における次世代育成支援対策を推進する。

②雇用機会均等確保に向けた取組の推進 **8.4億円(8.3億円)**

男女雇用機会均等法の履行確保のため、厳正、的確な指導等を行うとともに、男女労働者の格差の解消を目指した企業の積極的かつ自主的な取組(ポジティブ・アクション)を進めるため、その周知と取組のノウハウ提供を実施する。

③女性に対する起業支援(新規) **20百万円**

起業に向け取り組む女性に対する「e-ラーニングサービス」の提供や、起業に必要な人的ネットワークの構築支援、相談対応を実施する。

④マザーズハローワーク事業等の拡充 **45億円(32億円)**

事業拠点の増設(148か所→198か所)、地域の子育て支援施設等とのネットワーク強化等、マザーズハローワーク事業を拡充する。また、母子家庭の母等子どもの保育を必要とする者が職業訓練を受講する際に、併せて託児サービスを提供する。

(3)いくつになっても働ける社会の実現 **506億円(639億円)**

①希望すればいくつになっても働ける高齢者雇用の促進 **226億円(359億円)**

高齢者雇用確保措置の着実な実施を図る。また、意欲と能力があれば年齢に関わりなく働ける環境整備を図るため、希望者全員について65歳まで雇用が確保される制度や70歳まで働ける制度の導入に取り組む事業主への助成(160万円を上限)、傘下企業の取組に対する相談援助を行う事業主団体への助成(500万円を上限)を実施する。

②団塊の世代が活躍できる環境整備 **69億円(68億円)**

高齢者による地域の社会貢献活動分野における起業に対する助成制度の創設(300万円を上限)、地域貢献活動の情報や体験機会を提供する事業の実施箇所の拡大(10か所→14か所)を行う。

③高齢者の多様な働き方に対する支援の充実 **149億円(147億円)**

教育・子育て・介護・環境の分野における、シルバー人材センターと地方公共団体の連携による事業の拡充等により、シルバー人材センター事業の充実を図る。

(4) 障害者に対する就労支援の推進 252億円(228億円)

①雇用・福祉・教育等の連携による地域の就労支援力の強化 70億円(59億円)

ハローワークを中心とした地域の関係機関との連携による「チーム支援」を推進するとともに、就業面と生活面における支援を一体的に行う「障害者就業・生活支援センター」の設置箇所数の拡充等(265か所→300か所)により、地域における障害者の就労支援力の強化を図る。

②障害特性に応じた支援策の充実・強化 19億円(14億円)

カウンセリング体制の整備等、精神障害者が働きやすい職場づくりを行った事業主に対する奨励金(新規雇用した精神保健福祉士1人当たり年180万円等)を創設する。また、発達障害者については、ハローワークにおける支援体制の整備や事業所における職場実習の実施等により雇用の促進を図る。

③障害者に対する職業能力開発支援の強化 64億円(64億円)

障害者に対する座学と企業実習を組み合わせた実践的なプログラムを創設する。また新たに、障害者職業能力開発校において、職業訓練上特別な支援を要する障害者に対する支援を充実させるため、外部専門家を配置するとともに、一般の職業能力開発校において、精神障害者を対象としたモデル事業を実施する。

④「工賃倍増5か年計画」の着実な推進(60ページ 7.1(4)で詳述) 17億円(17億円)

(5) 生活保護世帯に対する就労支援の推進 15億円(11億円)

公共職業安定所と福祉事務所等とが連携した「就労支援チーム」により、生活保護受給者等に対する一貫した就労支援を実施するとともに、相談体制の強化を図る。

(6) 母子家庭等の自立のための就業支援等の推進 37億円(27億円)

母子家庭の母の就業支援等を推進するため、看護師等経済的自立に効果的な資格を取得するために養成機関において修業する間の生活費の支給などを行う事業(高等技能訓練促進費等事業)や個々の母子家庭の状況・ニーズに応じた自立支援プログラムを策定する事業などの推進を図る。また、父子家庭等に対する相談支援体制の充実強化を図る。

○ ひとり親家庭等対策

平成21年度補正予算による「安心こども基金」の拡充(1,500億円)のうちの「ひとり親家庭等への支援の拡充」を活用して、高等技能訓練促進費の支給期間の延長、ひとり親が職業訓練を受ける際の託児サービスの提供、ひとり親家庭等の在宅就業を積極的に推進する地方公共団体への助成等を実施する。

5 非正規労働者への総合的対策

550億円(580億円)

(1) パートタイム労働者の正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進

15億円(16億円)

パートタイム労働者の正社員との均衡待遇の確保、正社員転換の実現を図るため、パートタイム労働法に基づく的確な指導等を実施するとともに、専門家(均衡待遇・正社員化推進プランナー(141名))による相談・援助や雇用管理改善を行う事業主に対して助成金(40万円～60万円(大企業30万円～50万円))の支給等により、事業主の取組を支援する。

(2) 有期契約労働者の雇用管理改善と正社員転換の促進等 21億円(21億円)

有期契約労働者を雇用する事業主に対し、正社員転換や正社員と共通の処遇制度等を導入する場合の助成(それぞれ40万円及び60万円)の対象となる企業規模を現行の中小企業から大企業まで拡充(それぞれ30万円及び50万円)する。また、ガイドライン等を活用した事業主に対する相談支援等を実施する。さらに、有期契約労働者等について大臣告示の遵守についての指導等を実施する。

(3) 派遣労働者等の雇用の安定の確保等

73億円(103億円)

① 派遣労働者の保護と雇用安定の確保

66億円(97億円)

偽装請負、派遣契約の中途解除等の防止など法令遵守に向けた指導監督の徹底、体制の整備等を図る。また、製造業務派遣、登録型派遣、特定労働者派遣事業の在り方等について検討するとともに優良な人材ビジネス事業者の認定制度を推進する。

② 派遣労働者等の労働条件及び安全衛生の確保

6.6億円(6億円)

労働基準監督機関における労働基準関係法令の遵守にかかる監督指導や、労働保険の適用促進を図るとともに、安全衛生専門家による個別指導や安全衛生管理マニュアルの作成・普及を実施する。また、適正な労働条件管理の促進のため、モデル就業規則の普及、労働条件についての自主点検や、派遣労働者からの相談への対応を実施する。

- (4) 職業能力開発支援の充実 214億円(206億円)
- ① キャリア・コンサルティング体制の整備 25億円(25億円)
- 非正規労働者に対するキャリア・コンサルティングの実施体制を整備する事業主について、支援を行う。
- ② ジョブ・カード制度の一層の展開（再掲・34ページ参照） 213億円(206億円)
- (5) 住居喪失離職者等の再就職支援 194億円(221億円)
- 住居喪失離職者等に対して、就職安定資金融資等の各種住居支援による生活基盤の提供とともに、これらの者が早期就職を実現するため、就職安定プログラムを策定し、きめ細かな職業相談・職業紹介等を実施する。
- (6) 非正規労働者の総合的支援体制の整備 34億円(13億円)
- 非正規労働者就労支援センター(19か所)を見直し、職業紹介・職業相談と生活・住宅相談等を一体的に実施する非正規労働者総合支援センター(仮称)(32か所)を設置する等、非正規労働者の総合的な就労・生活支援体制の整備を図る。

第3 少子化対策の総合的な強化

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等において示された「仕事と生活の調和の実現」、「子育てを支援する社会的基盤の構築」の2つの課題を「車の両輪」として取り組むとともに、新たな「子ども・子育て応援プラン(後期プラン)」の策定とその実現に向けた総合的な少子化対策を推進する。

1 地域における子育て支援の推進

7,215億円(6,875億円)

(1) 地域子育て支援対策の充実

621億円(550億円)

① 地域事情や情報ネットワークを生かした総合的な子育て支援対策の実施

440億円(388億円)

様々な子育て支援事業について、新たな「子ども・子育て応援プラン(後期プラン)」の策定とその実現を推進するとともに、子育て支援に関する情報ネットワークの基盤構築(携帯サイト)、子どもを守る地域ネットワークの機能強化、地域事情等に応じた保育サービスの実現、子どもの事故防止予防強化に取り組む。

② 子育て支援拠点の充実

112億円(102億円)

地域における子育て支援拠点について、身近な場所への設置を促進する(7,100か所→7,700か所)。

(2) 新待機児童ゼロ作戦の推進など保育サービスの充実

4,260億円(3,955億円)

① 保育所受入れ児童数の増

3,713億円(3,475億円)

新待機児童ゼロ作戦の集中重点期間(平成20~22年度)における、15万人分の保育所整備等の推進に対応した、民間保育所における受入れ児童数の増を図る。

② 多様な保育サービスの提供

630億円(549億円)

家庭的保育や一時預かりなど保育サービスの提供手段の拡充を図る。また、延長保育、病児・病後児保育、休日保育など保護者の多様なニーズに応じた保育サービスを提供する。

○少子化対策

平成20年度第2次補正予算(1,000億円)及び平成21年度補正予算(1,500億円)により「安心こども基金」を創設し、「新待機児童ゼロ作戦」に基づく保育所の整備や、新たな保育需要に対応するための認定こども園の整備のほか、保育の質の向上のための研修などを実施するとともに、地域の子育て力をはぐくむ取組等すべての子ども・家庭への支援、ひとり親家庭等への支援の拡充、社会的養護の拡充により、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行う。

(3)総合的な放課後児童対策(「放課後子どもプラン」)の着実な推進

281億円(235億円)

放課後児童クラブと文部科学省が実施する「放課後子ども教室推進事業」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」の着実な推進を図る。

また、放課後児童クラブについては、「新待機児童ゼロ作戦」を踏まえ、引き続きソフト面及びハード面での支援措置を図る(24,153か所→27,793か所)。

(4)児童手当国庫負担金

2,493億円(2,523億円)

2 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実

962億円(926億円)

(1)虐待を受けた子ども等への支援の強化

904億円(877億円)

①地域における体制整備

乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)及び養育支援訪問事業の普及・推進を図るとともに、「子どもを守る地域ネットワーク」(要保護児童対策地域協議会)において新たに情報の共有化を図るなどの機能強化を図る。

②児童相談所の機能強化

児童相談所における家族再統合のための支援や一時保護所の整備を促進するなど児童相談所の機能強化を図る。

③社会的養護体制の拡充

850億円(822億円)

虐待を受けた児童など要保護児童等が入所する児童養護施設等においては、児童の状況に応じた適切なケアが必要であることから、施設におけるケア単位の小規模化を推進するほか、自立及び就業支援の一助となる免許等(普通自動車運転免許等)を取得するための経費を創設する。

(2) 配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)への対策等の推進

58億円(49億円)

配偶者からの暴力への対策を推進するとともに、人身取引被害者の支援体制を強化するため婦人保護施設の機能の充実を図る。

3 母子家庭等の総合的な自立支援策の充実 1,792億円(1,754億円)

(1) 母子家庭等の総合的な自立支援の推進 107億円(89億円)

① 自立のための就業支援等の推進(一部再掲・38ページ参照) 37億円(27億円)

母子家庭の母の就業支援等を推進するため、看護師等経済的自立に効果的な資格を取得するために養成機関において修業する間の生活費の支給などを行う事業(高等技能訓練促進費等事業)や個々の母子家庭の状況・ニーズに応じた自立支援プログラムを策定する事業などの推進を図る。また、父子家庭等に対する相談支援体制の充実強化を図る。

② マザーズハローワーク事業等の拡充(再掲・37ページ参照) 45億円(32億円)

(2) 自立を促進するための経済的支援 1,685億円(1,665億円)

母子家庭等の自立を促進するため、児童扶養手当の支給を行うとともに、母子寡婦福祉貸付金において、母子家庭の母が高等学校等に通学する際に必要となる費用に対する貸付(自宅通学の場合月額4万5千円)を行う等の充実を図る。

4 母子保健医療対策の充実 380億円(235億円)

(1) 不妊治療等への支援 82億円(46億円)

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額の医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する(1回あたり15万円を年2回まで)などの支援を行う。

(2) 小児の慢性疾患等への支援 147億円(144億円)

小児期における小児がんなどの特定な疾患の治療の確立と普及を図るため、小児慢性特定疾患治療研究事業を行う。また、未熟児の養育医療費の給付等を実施する。

(3) 周産期医療体制の充実・強化(再掲・30ページ参照) 149億円(42億円)

5 出産等に係る経済的負担の軽減

185億円(79億円)

安心して出産できるようにするため、出産育児一時金を4万円引き上げる措置(原則38万円→原則42万円)を継続し、妊産婦の経済的負担を軽減する。

6 仕事と生活の調和の実現(第8-2(65ページ)で詳述)

163億円(160億円)

- | | |
|---------------------------|--------------|
| (1)「働き方改革プラン(仮称)」の推進 | 30億円(29億円) |
| (2)改正労働基準法の施行等による長時間労働の抑制 | 3.1億円(2.4億円) |
| (3)仕事と家庭の両立支援 | 100億円(100億円) |
| (4)男性の育児休業の取得促進 | 34百万円(14百万円) |
| (5)短時間正社員制度の導入・定着の促進 | 2.1億円(1.5億円) |
| (6)適正な労働条件下でのテレワークの普及促進 | 1.4億円(1.4億円) |
| (7)生涯キャリア形成支援の推進 | 26億円(26億円) |

第4 生活安心保障の再構築

格差の拡大傾向、若年失業者の増大等を背景に高まっている生活不安を解消し、社会保障制度の「ほころび」を早急に修復するため、社会保障の機能強化を図り、全生涯・全世代を通じての切れ目のない生活安心保障を再構築する。

1 雇用と住居を失った者などに対する支援制度の構築

(1) 雇用と住居を失った者などに対する住宅手当の支給等(新規) 323億円

雇用対策の補完として、住居を失った者などのうち就職活動を行う離職者に住宅手当を給付(地域毎に上限額を設定(例:東京都23区の場合、単身者53,700円、複数世帯69,800円)、最長6月)するとともに、就労支援を実施する。

(2) 生活福祉資金貸付事業の充実

セーフティネット支援対策等事業費補助金(631億円)の内数

低所得者等に対する相談支援体制の充実を図り、必要な相談支援と貸付けを併せて行うことにより、低所得者等の生活の立て直しを支援する。

(3) 住居喪失離職者等の再就職支援(再掲・40ページ参照)

194億円(221億円)

2 ホームレス自立支援の推進

72億円(31億円)

ホームレスの自立支援を推進するため、既存建築物の借上げによる緊急一時宿泊施設の設置を推進するとともに、緊急一時宿泊施設利用者に対する相談体制の充実などを図る。また、モデル事業を実施し、終夜営業店舗等に寝泊まりする不安定な居住環境にある者に対する相談・支援活動を通じて現状を把握し、ホームレスとなることを防止するための支援体制を検討する。

3 被保護者の自立支援に向けた生活保護制度の適正な実施

(1) 生活保護に係る国庫負担等

生活保護を必要としている者に対して適切に保護を行うため、生活保護制度に係る国庫負担に要する経費を確保する。(2兆2,146億円)

また、子どもの健全育成プログラムの策定・実施などにより、生活保護受給者の自立支援を着実に推進する(セーフティネット支援対策等事業費補助金(631億円)の内数)。

(2) 居住生活移行支援モデル事業(新規)

セーフティネット支援対策等事業費補助金(631億円)の内数

社会福祉各法に位置づけられていない施設に入所している被保護者や退院先の確保が困難な被保護者などの居宅を確保し、自立を支援するため、既存の宿泊施設を活用した居宅生活移行支援モデル事業(20か所)を実施する。

(3) 生活保護世帯に対する就労支援の推進(再掲・38ページ参照)

15億円(11億円)

4 地域福祉の再構築

各地域において、一人暮らし世帯等が孤立せず、安心して暮らせるよう基盤支援(「見守り」と「買物支援」)を行う(セーフティネット支援対策等事業費補助金(631億円)の内数)。

5 非正規労働者への総合的対策(再掲・39ページ参照)

550億円(580億円)

6 自殺対策の推進

19億円(19億円)

○ 地域における自殺対策の強化

平成21年度補正予算(100億円)による「地域自殺対策緊急強化基金」(内閣府所管)を活用して、今後、地域の実情を踏まえて自主的に自殺対策に取り組む地方公共団体や民間団体への支援を行う。

(1) 地域での効果的な自殺対策の推進と民間団体の取組支援

3. 2億円(3. 6億円)

都道府県・指定都市に設置される「地域自殺予防情報センター」の相談機能を拡充するほか、関係機関のネットワーク化等により地域の自殺対策の向上を図るとともに、自殺未遂者や自殺遺族等へのケアに当たる人材を育成するための研修を行う。また、先進的かつ効果的な自殺対策を行っている民間団体(公募により採択)に対し支援を行う。

(2) 自殺予防に向けた相談体制の充実と人材育成

13億円(10億円)

うつ病の早期発見・早期治療につなげるため、一般内科医、小児科医等のかかりつけ医に対するうつ病の診断・治療・医療連携に関する研修や地域におけるメンタルヘルスを担う従事者に対する精神保健等に関する研修(年間開催回数のべ6回)を行うこと等により、地域における各種相談機関と精神保健医療体制との連携の強化を図る。

また、各都道府県に設置したメンタルヘルス対策支援センターにおいて、メンタルヘルス不調の予防、不調者の早期発見・早期治療のための対策、職場復帰等職場におけるメンタルヘルス対策の支援を総合的に実施する。

(3) うつ病等の精神疾患に関する国民の正しい理解の促進

82百万円(80百万円)

自殺との関連が強いとされるうつ病等の精神疾患に関する国民の正しい理解のための普及啓発を行う。

(4) 自殺予防総合対策センターにおける情報提供等の推進

53百万円(53百万円)

総合的な自殺対策を実施するため、自殺予防総合対策センターにおいて、国内外の情報収集、インターネットによる情報提供、関係団体等との連絡調整を行うとともに、関係機関の相談員や医療現場に従事する心理職等を対象とした専門的な研修及び自殺の実態を解明するための調査を行う。

7 社会保障カード(仮称)の導入に向けた取組 9. 8億円(3. 9億円)

平成23年度を目途とした社会保障カード(仮称)の導入に向け、社会保障分野におけるICカードの利活用に関する検討を深め、具体化するための利用者環境の開発や保険資格確認・情報閲覧機能の実現のために必要な取組等を進める。

第5 健康で暮らせる社会の実現に向けて

新型インフルエンザ等の感染症対策をはじめとする健康危機管理体制の強化、がん等の生活習慣病対策や難病などの各種疾病対策を進めるとともに、薬害再発防止のため、医薬品・医療機器の安全対策を強化し、有効で安全な医薬品・医療機器を迅速に提供するための対策を推進する。

また、国民の健康被害防止のため、輸入食品の安全対策、残留農薬、食品添加物、容器包装等の安全性の確保など食品安全対策を推進する。

1 新型インフルエンザなど感染症対策の推進

283億円(225億円)

(1) 新型インフルエンザ対策の更なる推進

207億円(144億円)

① 医療提供体制の構築

54億円(0.4億円)

新型インフルエンザ患者を一般医療機関においても受け入れることができるよう、病床や院内感染防止のための施設・設備(人工呼吸器等)に対する国庫補助を行う。さらに、新型インフルエンザ患者の発熱相談窓口設置(136か所)に対する国庫補助を行う。

② プレパンデミックワクチンの製剤化等

9.5億円(1.5億円)

高病原性鳥インフルエンザによる新型インフルエンザの発生に備えて、社会機能維持のために即時に第一線で対応する感染リスクの高い従事者等に対してワクチンの接種が行えるよう、プレパンデミックワクチンの製剤化(33万人→100万人分)等を行う。

③ 新型インフルエンザワクチンの買上(新規)

60億円

新型インフルエンザに対応するための新型インフルエンザワクチンを製造し、買上を行う。

○ 新型インフルエンザワクチンの開発・生産体制の強化

平成21年度補正予算(1,279億円)により創設する「未承認薬・新型インフルエンザ等対策基金」を活用して、今後、

- ① 細胞培養法の開発によるワクチン生産期間の短縮化(1年半～2年から約半年)、
- ② 細胞培養開発期間中の鶏卵培養法による生産能力等の強化、
- ③ 有効性や利便性の高い「第3世代ワクチン」の開発を推進する。

④ 抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄

1.1億円(1.6億円)

厚生労働省において備蓄する抗インフルエンザウイルス薬(タミフル3,000万人分、リレンザ300万人分)等を適切に保管する。

※国の備蓄とは別に、都道府県において、タミフル1,050万人分を備蓄しており、平成23年度までに1,330万人分を追加備蓄する予定である。また、リレンザについても、平成23年度までに133万人分を備蓄する予定である。

(2) 迅速かつ的確な検疫実施のための体制強化(新規)(一部再掲・前ページ参照) 2.8億円

現在、世界的に大流行している「新型インフルエンザ(A/H1N1)」の強毒化や世界各地で発生している致死性の高い鳥インフルエンザ(H5N1)が、ヒトからヒトへ感染する「新型インフルエンザ(H5N1)」へと変異することが危惧されている状況を踏まえ、検疫所における水際対策を充実強化するため、検疫業務研修を実施し、検疫に対応できる職員を確保するとともに、検査機器等の整備を図る。

(3) 結核対策の強化(新規)(一部再掲・前ページ参照) 45百万円

結核を診療できる医師や医療機関が減少している状況の下、適切な医療が確保できるよう、結核医療に実績のある感染症指定医療機関を拠点として、地域の医療機関等が連携を図りながら結核患者の円滑な受入・支援を図るための協議会を開催する等、地域における医療機関等の連携体制の一層の強化を図る。

2 がん等の生活習慣病対策の推進

546億円(326億円)

(1) がん対策の総合的かつ計画的な推進 453億円(237億円)

① 放射線療法等の専門医師の育成及び緩和ケア等の着実な推進 70億円(68億円)

若手医師を放射線療法等の専門医師として育成するための研修(15か所)を実施するとともに、治療の初期段階からの緩和ケアや化学療法等を推進するため、医療従事者等に対する研修(512か所)などを行う。

② がん予防・早期発見等の推進(一部新規) 199億円(82億円)

がんの早期発見・早期治療に向けて、がん検診50%推進本部を設置したところであり、今後、国・地方公共団体・企業等の連携の強化を図り、がん検診の受診を促進する。また、特に検診受診率の低い女性特有のがん(子宮頸がん、乳がん)については、一定の年齢(子宮頸がんは20歳、25歳、30歳、35歳及び40歳、乳がんについては40歳、45歳、50歳、55歳及び60歳(対象人数740万人分))に達した女性に検診の無料クーポンを配布するとともに検診手帳を交付する。また、がん患者の意向を踏まえ、地域において安心して医療を受けられるよう、がん医療の地域連携を推進する。

③がんに関する研究の推進等 **184億円(86億円)**

がん対策推進基本計画に掲げる目標の達成に資する研究を着実に推進するとともに、がん予防、診断、治療等に係る技術の向上などの研究成果を普及、活用する。

(2)糖尿病、脳卒中等の生活習慣病対策の更なる推進 **92億円(89億円)**

①糖尿病、脳卒中予防対策の推進 **84億円(85億円)**

糖尿病、脳卒中予防対策を推進するため、医療機関、家族、患者会、メディア、企業など多種多様な関係者が地域において患者を支える取組を都道府県等に委託し、その成果を国の健康づくり施策に反映する事業を実施する。また、糖尿病患者が自ら健康管理・合併症予防に取り組むことのできる内容を記した「糖尿病患者のためのガイドライン」の作成等を実施する。

②女性の健康づくりに関する取組の推進 **8.1億円(3.5億円)**

一人ひとりの女性が主体的な健康づくりを実践できるよう、女性特有のがんや骨粗しょう症等疾患の予防に資する事業を都道府県等に委託し、効果的な事業展開手法について検証を行い、女性の健康づくり対策を推進する。

③食育の推進 **7.9億円(8.2億円)**

食生活改善推進員等の食育推進活動を支援するほか、食事摂取基準の活用の推進による適切な食生活に関する情報提供等を行う。

3 難病などの各種疾病対策及び移植対策の推進

1,975億円(1,779億円)

(1)難病対策の一層の推進 **1,637億円(1,458億円)**

①難治性疾患に関する調査・研究の推進 **100億円(100億円)**

難治性疾患の診断・治療法の開発を促進するため、難治性疾患に関する調査・研究を引き続き推進する。

②難病患者の生活支援等の推進 **1,537億円(1,358億円)**

特定疾患治療研究事業については、患者の医療費の負担軽減を図るため、平成21年度補正予算において新たに追加された対象疾患も含め、引き続き実施するとともに、難病相談・支援センター(全国47か所)の運営等を通じ、地域における難病患者の生活支援等を推進する。

(2) 肝炎対策の充実 **209億円(205億円)**

① 肝炎ウイルス検査の実施と研究基盤の整備 **68億円(64億円)**

市町村等による肝炎ウイルス検査等の実施を支援するとともに、保健所等において利用者の利便性に配慮した検査を行う。また、肝炎研究7カ年戦略(平成20年6月)を踏まえ、肝炎治療実績の大幅な改善に繋がるような肝疾患の新たな治療方法等の研究開発を推進する。

② 安全・安心の肝炎治療の促進と普及啓発の実施 **141億円(141億円)**

インターフェロン治療を必要とする患者に対する医療費の助成を行うとともに、患者やその家族などに対する相談支援等を行う肝疾患診療連携拠点病院(65か所)に対する支援事業等を実施する。また、肝炎に関する正しい知識の普及啓発を行う。

(3) エイズ対策の推進 **79億円(75億円)**

HIV感染者・エイズ患者数が依然として増加しており、感染の特性を踏まえた普及啓発やHIV陽性者及びその家族に対する支援等を行う事業を実施するとともに、検査・相談の機会を増やすため、引き続き利用者の利便性に配慮した検査・相談を実施する。

(4) 移植対策の推進 **32億円(26億円)**

① 臓器移植対策の推進 **9.6億円(5.4億円)**

臓器移植法の改正を踏まえ、臓器移植が適切に実施されるよう、コーディネーター等のあっせん業務従事者の増員や移植対象者検索システム及び臓器提供意思登録システムの改修等の体制整備を行うとともに、改正内容の普及啓発に取り組む。また、心停止後の腎臓提供をモデル医療機関(47か所)において積極的に推進し、腎臓移植の増加を図る。

② 造血幹細胞移植対策の推進 **19億円(18億円)**

骨髄移植、さい帯血移植に加え、非血縁者間での末梢血幹細胞移植の導入に向けて、そのコーディネート支援システムを構築し、あっせん体制の強化を図る。

(5) リウマチ・アレルギー対策の推進 **13億円(11億円)**

リウマチ、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、花粉症、食物アレルギーなど免疫アレルギー疾患の治療法等の研究を推進する。また、喘息死に加えてリウマチ・アレルギー系疾患に関する自己管理の徹底や、かかりつけ医と専門医療機関との連携体制の構築を図る。

(6) 腎疾患対策の推進 **4.4億円(3億円)**

慢性腎臓病(CKD)に関する診断・治療法の研究開発を推進するとともに、医療従事者への研修や正しい知識の普及啓発、患者の実態把握のためのレジストリーの作成を行う。

4 健康危機管理体制の強化・推進

8.7億円(8.1億円)

(1) 健康安全・危機管理対策総合研究の推進

4.7億円(4.1億円)

感染症やバイオテロリズムの発生に備えた初動体制の確保や危機情報の共有及び活用、地域における健康危機管理体制の基盤強化等に資する健康安全・危機管理対策総合研究事業により総合的な研究を推進する。

(2) 健康危機管理体制の整備・強化

2.7億円(2.7億円)

非常時に健康危機管理体制が十分に機能するよう、平時から、各種訓練の実施、地域における連携体制・専門家ネットワークの構築等を行うとともに、地域における健康危機事例に的確に対応するため、専門家の養成等を行う。

(3) 国際健康危機管理対応能力の強化

1.3億円(1.3億円)

国内外での未知の感染症等の発生時にWHO等が編成する疫学調査チームに国立感染症研究所が参加し、国際的な感染症の情報収集、解析、情報提供等を行う。また、病原体のゲノム情報の蓄積、データベース化及び解析を推進する。

5 医薬品・医療機器の安全対策の推進及び迅速な提供

114億円(103億円)

(1) 医薬品・医療機器の安全対策の推進

13億円(10億円)

医薬品・医療機器による健康被害の再発防止を図る観点から、医療現場に対する効果的な情報提供手段の検討を進めるとともに、市販後安全対策の強化を図る。また、医療機関における医療機器の安全管理体制の確保のための研修を実施する。

(2) 医薬品・医療機器の迅速な提供

8.1億円(7.8億円)

欧米では承認されているが、わが国では未承認の医薬品又は適応であって、医療上特に必要性が高いものについて、承認迅速化の方策について検討を行い、未承認・未適応の解消を図る。また、有効で安全な新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにするため、医薬品に係る日中韓三国における臨床データの民族的要因の解明、規制制度の調査・当局間協議を行い、医療機器に関しては米国規制当局との交流・情報交換を行うなど、世界同時開発・審査の促進を図る。

○ 未承認薬等承認審査迅速化

平成21年度補正予算により創設する「未承認薬・新型インフルエンザ等対策基金」を活用し、未承認薬等の迅速審査のため審査期間を12ヶ月から6ヶ月に短縮する特別審査ルートの新設等を行うため、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の審査員を増員するほか、同機構のITシステムの抜本的刷新による承認審査の迅速化等のためのデータベースの構築等を行う。(42億円)

(3)再生医療における制度的枠組みに関する検討 13百万円

自家細胞培養等による再生・細胞組織加工製品を提供するためにふさわしい制度的枠組みについて、検討を行う。

(4)安全・安心な血液製剤の供給確保 7億円(7億円)

医療に不可欠な血液製剤の安定供給を確保するため、献血に対する国民の意識の向上が図られるよう、普及啓発活動を推進するとともに、献血の際の副作用発生のリスク管理の徹底を図る。

(5)薬局の機能の充実・強化と薬剤師生涯教育の推進 5.1億円(3.5億円)

医薬品の販売規制の見直しや6年制薬学教育の導入といった薬局を取り巻く環境の変化を踏まえ、新たな薬局業務運営ガイドラインを策定し、薬局が地域の実情に応じた機能を果たせるようにするとともに、薬剤師の生涯教育や専門教育を推進するための研修を行い、安全かつ高度な医療の提供に貢献できる薬剤師の普及に努める。

6 医薬品・医療機器の開発促進

291億円(277億円)

○ 未承認薬等開発支援対策

平成21年度補正予算により創設する「未承認薬・新型インフルエンザ等対策基金」を活用し、がんや小児などの疾患重点分野において、海外では承認されているが国内では未承認の医薬品など、製薬企業の自発的な開発に任せては開発が進まない医薬品等の治験実施費用等を支援することにより開発を促進する。(753億円)

(1)グローバル臨床研究拠点等の整備の拡充 8億円(4億円)

医薬品開発の迅速化を図り、ドラッグラグの解消に資するため、外国の研究機関との国際共同治験・臨床研究を実施する拠点の体制整備及び国内未承認薬等の開発を推進するため、国内における治験推進の支援拠点等の体制を整備する。

(2) 治験・臨床研究登録情報の提供体制の強化(新規) 1.5億円

治験・臨床研究に関する情報を集積する世界的な取組に対応するため、日本における治験・臨床研究情報を横断的に検索することができるポータルサイトをより使いやすいポータルサイトに改良するとともに、WHOなど海外への情報発信を行う。

(3) 後発医薬品の使用促進 3.8億円(9.2億円)

患者及び医療関係者が安心して後発医薬品を使用することができるよう、品質・安定供給の確保、情報提供の充実及び普及啓発等による環境整備に関する事業等を実施する。

7 食品安全対策の推進

166億円(151億円)

(1) 輸入食品の安全確保策の強化 121億円(118億円)

① 輸入食品の監視体制の強化 24億円(26億円)

検疫所の輸入食品のモニタリング検査の充実等を図るとともに、輸入食品監視のためのシステムを改善し、輸入手続きの最適化を進める。

② 対日輸出施設の査察体制の強化 19百万円(7百万円)

輸出国における食品安全対策に関し、輸出国の衛生状況等に関する事前調査や計画的な現地査察を実施するとともに、新たに原材料の生産・製造段階の管理体制も調査する。

(2) 残留農薬、食品添加物、容器包装等の安全性の確保 16億円(16億円)

① 残留農薬等ポジティブリスト制度の着実な推進 5.7億円(6.1億円)

ポジティブリスト制度(農薬等が一定量を超えて残留する食品の販売等を原則禁止する制度)において、国際基準等を参考に農薬等の基準の見直しを計画的に行い、制度の着実な推進を図る。

② 食品添加物、容器包装等の安全性確認の計画的な推進 9.8億円(9.3億円)

新たな毒性試験を活用しつつ、食品添加物等の安全性の見直しを計画的に実施する。また、食品用容器包装等に用いられる化学物質の規制については、毒性等の基礎データを収集するなど、ポジティブリスト制度の国内導入に向けた調査検討を行うとともに、リサイクル素材等を使用した器具・容器包装等について、ガイドライン作成を進める。

(3)健康食品の安全性の確保等の推進 **52百万円(52百万円)**

康被害を未然に防ぎ、消費者自らの判断による適正な食品選択に資するため、消費者や医師等に向けての情報提供を行うとともに、健康食品の適正使用を推進するための検討を進める。

(4)食品安全に関する情報提供や意見交換(リスクコミュニケーション)の推進
18百万円(17百万円)

食品安全基本法、食品衛生法に基づき、国の責務として位置づけられているリスクコミュニケーション(消費者等との双方向の意見交換)について、消費者庁の設置等に伴う消費者の意識の高まりに対応するため、広く消費者等と意見・情報交換を行うなど、消費者の視点に立った事業の実施を推進する。

(5)食品の安全の確保に資する研究等の推進 **19億円(15億円)**

輸入食品の安全性確保、BSEの人への影響等の様々な問題に対し、科学的根拠に基づく安全性に関する調査研究、先端技術を応用した検査技術の開発とともに、油症研究の充実を図るなど、食品の安全の確保に資する研究を推進する。

8 大麻等薬物乱用対策の推進 **11億円(9.7億円)**

(1)取締体制の強化 **6.2億円(5.6億円)**

巧妙化、広域化かつ組織化する麻薬・覚せい剤・大麻等の薬物事犯に迅速かつ的確に対応するため、暴力団や外国人犯罪組織などの取締体制を強化する。

(2)特定薬物乱用重点予防啓発の強化 **69百万円(44百万円)**

若年層の薬物事犯は憂慮すべき状況にあり、特に大麻の乱用が大きな問題となっていることを踏まえ、大麻の有害性について正確な情報を伝えるための広告を作成し、提供する等の予防啓発を行い、規範意識の向上を図る。

(3)依存症対策の推進 **1.3億円(0.5億円)**

地域における薬物・アルコール依存症対策を推進するため、「依存症対策推進計画」を策定し、その計画に基づいた依存症対策事業を実施するとともに、依存症者の社会復帰支援を強化するため、関係者の資質向上を図る。

第6 高齢者等が生き生きと安心して暮らせる社会の実現

高齢者が生き生きと安心して暮らせる社会を実現するため、安心して質の高い介護サービスの提供のための安定的な介護保険制度運営の確保を図るとともに、地域包括ケアを提供できる体制の整備を進める。また、65歳までの雇用機会の確保、団塊世代の定年退職者の再就職支援等により、いくつになっても働ける社会の実現に向けた環境整備を図る。

1 安心して質の高い介護サービスの確保 2兆2,213億円(2兆978億円)

(1) 地域における介護基盤の整備 322億円(407億円)

①大都市部における低所得高齢者の居住対策の促進(新規)

低所得高齢者に対する居住対策として、大都市部を中心とした地域において、見守り機能を備えた軽費老人ホームの整備に対し助成を行う。

②既存小規模福祉施設スプリンクラー整備事業の推進

スプリンクラー設置が義務づけられた認知症高齢者グループホーム等既存の小規模福祉施設に対し、スプリンクラー設置に係る費用等を支援する。

(2) 安定的な介護保険制度の運営 2兆1,675億円(2兆378億円)

介護保険制度を着実に実施するため、介護給付、地域支援事業等の実施に必要な経費を確保する。

(3) 適切なサービス提供に向けた取組の支援等 216億円(193億円)

①適切なサービス提供に向けた取組の支援 151億円(148億円)

介護支援専門員に対する体系的な研修の実施、介護サービス情報の公表制度の実施など、サービスの質の向上のための取組等を行う。

②地域住民に対する医療・介護を含めた地域包括ケアの確立(第6-2(次頁)で詳述) 16億円(5.8億円)

③認知症施策の総合的な推進(第6-3(58ページ)で詳述) 49億円(39億円)

○ 介護職員の処遇改善

介護職員の雇用環境を改善するため、平成21年度補正予算（3,975億円）において都道府県に対する交付金により基金を創設し、介護職員の賃金の確実な引上げなど介護職員の処遇改善に取り組む事業者に助成する。

○ 介護基盤の緊急整備等

平成21年度補正予算（3,294億円）において都道府県に対する交付金により基金を創設するなど、介護施設に係る以下の事業を実施する。

(1) 介護基盤の緊急整備等

地域の介護ニーズに対応するため、新たに施設整備交付金（ハード交付金）を拡充するための基金を設置するなどにより、特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等を緊急に整備する。

また、消防法施行令の改正により、平成21年4月から新たにスプリンクラーの設置が義務づけられた既存の広域型特別養護老人ホーム、有料老人ホーム等に対して助成を行い、スプリンクラー整備の促進を図る。

(2) 施設の開設準備経費等についての支援

特別養護老人ホーム等の円滑な開所のため、開設準備に要する経費について助成を行う。また、大都市部等における施設用地確保の負担軽減を図るため、定期借地権設定により用地を確保する場合の一時金に対する助成を行う。

※ 介護関係施設等以外の障害者支援施設、乳児院及び救護施設等の福祉施設におけるスプリンクラー整備は、社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金（平成21年度補正予算（1,062億円））において対応。

2 地域住民に対する医療・介護を含めた地域包括ケアの確立

16億円(5.8億円)

(1) 市町村地域包括ケア機能強化モデル事業の実施(新規)

7億円

市町村における地域包括ケアを推進していくために、地域包括支援センターを活用して地域課題の抽出のためのスクリーニング、地域の様々な資源のコーディネートを行うモデル事業を実施する(全国で100か所)。

**(2) 集合住宅等に居住する要介護者等に対する総合支援モデル事業の実施
(新規) 1.7億円**

集合住宅等に居住する要介護高齢者等が住み慣れた地域において在宅で生活できるよう、24時間365日対応窓口を設置し、緊急時の対応や相談援助を行うとともに、介護保険外のサービスを含めた関係事業者等が連携して総合的にサービスを提供するモデル事業を実施する。

(3) 地域における人材の確保 3.6億円(2.6億円)

地域住民を対象に生活・介護支援に関する研修を実施し、住民参加型サービスの担い手となるサポーターを養成する事業を拡充する。

(4) 在宅療養の充実 3.2億円(3.2億円)

訪問看護サービスの安定的な供給を維持する体制を整備するため、訪問看護支援事業を実施する。

3 認知症施策の総合的な推進

49億円(39億円)

認知症疾患医療センターについて、認知症の周辺症状や身体合併症に対する双方の医療を担う中核的機能の充実を図るとともに、認知症の医療と介護の切れ目のないサービスの提供を行うため、認知症連携担当者を配置する地域包括支援センターを拡充する。

また、若年性認知症コールセンター運営事業及び若年性認知症自立支援ネットワークの構築等の充実により若年性認知症者への支援を推進する。

4 持続可能で安心できる年金制度運営の確保

10兆1,897億円(9兆8,988億円)

(1) 年金給付費国庫負担金 10兆1,743億円(9兆8,593億円)

(2) 年金記録問題への対応

年金記録問題への対応に係る経費の取扱いについては、財政に係る合理化のための努力と併せて今後の予算編成過程で検討する。

(3) 着実な業務の推進 153億円(112億円)

①国民年金保険料収納対策の推進 136億円(112億円)

公共サービス改革法に基づく民間ノウハウを活用した収納事業の実施、市町村からの所得情報を活用した免除勧奨及び強制徴収の実施等により、国民年金保険料の収納対策を推進する。

②厚生年金保険の未適用事業所対策(新規) 17億円

厚生年金保険の未適用事業所に対する重点的な加入指導を強化し、着実に厚生年金の適用を図る。

5 地域福祉の再構築 (再掲・46ページ参照)

6 いくつになっても働ける社会の実現 (再掲・37ページ参照)

506億円(639億円)

(1) 希望すればいくつになっても働ける高齢者雇用の促進

226億円(359億円)

(2) 団塊の世代が活躍できる環境整備

69億円(68億円)

(3) 高齢者の多様な働き方に対する支援の充実

149億円(147億円)

第7 障害者の自立支援の推進

障害者の自立生活を支援するため、良質な障害福祉サービス等を確保するとともに、障害者虐待防止等に関する総合的な施策を推進する。

また、精神医療の質の向上や精神障害者の地域生活への移行支援の推進、発達障害支援施策の更なる拡充を図る。

さらに、福祉施設で働く障害者の一般就労への移行を促進するとともに、工賃水準のさらなる引上げ等を図るため、就労支援を総合的に推進する。

1 障害者の自立生活を支援するための施策の推進

1兆610億円(9,893億円)

(1) 良質な障害福祉サービスの確保

5,582億円(5,072億円)

ホームヘルプ、グループホーム、就労移行支援事業等の障害福祉サービスについて、障害福祉計画に基づく各市町村における取組の推進を図る。

(2) 地域生活支援事業の着実な実施

440億円(440億円)

障害者のニーズを踏まえ、移動支援や地域活動支援センター機能強化など障害者の地域生活を支援する事業について、市町村等における事業の着実な実施及び定着を図るとともに、事業の実施が遅れている地域の支援や実施水準に格差が見られる事業の充実を図る。

(3) 障害者に対する良質かつ適切な医療の提供

1,532億円(1,447億円)

心身の障害の状態の軽減を図る自立支援医療(精神通院医療、身体障害者向けの更生医療、身体障害児向けの育成医療)を提供する。

(4) 「工賃倍増5か年計画」の着実な推進

17億円(17億円)

福祉施設で働く障害者の一般就労への移行を促進するとともに、工賃水準の引き上げに向けた取組の強化を図る。

(5) 心神喪失者等医療観察法の医療提供体制の充実・強化

262億円(220億円)

心神喪失者等医療観察法を適切に施行するため、指定入院医療機関の確保を行うとともに、対象者の地域における継続的な医療の提供と社会復帰の促進を図る。

(6)障害福祉サービス提供体制の整備

124億円(128億円)

障害者の就労支援や地域移行支援の充実を図るため、就労移行支援等の障害者の日中活動に係る事業所やグループホーム等の整備を促進する。

○ 障害者の自立支援対策の推進

平成20年度第2次補正予算(855億円)により積増した「障害者自立支援対策臨時特例基金」を活用し、事業期間の延長とともに、事業所支援、障害者自立支援法への移行支援、福祉・介護人材確保対策等を引き続き実施する。

また、平成21年度補正予算(1,523億円)により、更に当該基金を積増しし、

- ①福祉・介護人材の雇用環境を改善し、今後増加する人材需要に応えるため、職員の処遇改善に取り組む事業者への助成、
- ②事業者の新体系移行を促進するため、新体系サービスで必要となる改修・増築等の基盤整備の促進及び運営の安定化、
- ③福祉・介護人材の円滑な就労・定着及び職員のキャリアアップの支援を実施する。

2 障害者虐待防止等に関する総合的な施策の推進(新規)

4.7億円

障害者虐待の防止や障害者の権利擁護に関する支援を行うため、地域における連携体制の整備やこれらの職務に携わるための専門的な研修の実施、虐待を受けた障害者等へのカウンセリング等を行う。

3 精神医療の質の向上や精神障害者の地域移行を支援するための施策の推進

71億円(56億円)

(1)精神科救急医療体制の充実・強化

27億円(21億円)

一般救急医療と精神科救急医療の連携のため、身体合併症患者の受け入れを断らないとする精神科救急医療施設に医師等を配置し、身体合併症対応施設(65か所)の救急搬送受け入れ体制を強化する。

また、精神科救急において、24時間365日の対応や身体合併症患者の受け入れを行う医療機関の整備を推進する。

(2)認知症医療体制の強化(一部再掲・58ページ参照)

9.4億円(5.2億円)

認知症疾患医療センターについて、認知症の周辺症状や身体合併症に対する双方の医療を担う中核的機能の充実を図る。

(3)精神科入院患者の療養環境の改善(新規)

医療提供体制施設整備交付金(109億円)の内数

精神医療の質の向上を図るため、病棟単位での病室面積の拡張や個室化率の向上等に主体的に取り組む医療機関への支援を推進する。

(4)精神障害者の地域移行・地域生活支援の推進 19億円(17億円)

精神障害者の地域移行、未治療・治療中断の者に対する能動的な医療的支援の提供、若年層における精神疾患の早期発見、早期対応のための取組等を通じた地域生活支援を推進する。

(5)精神障害者の就労支援の推進(一部再掲・38ページ参照)

14億円(11億円)

カウンセリング体制の整備等、精神障害者が働きやすい職場づくりを行った事業主に対する奨励金を創設するとともに、うつ病等により休職した労働者に対する職場復帰支援体制を強化する等により、精神障害者の雇用の促進を図る。

(6)精神障害に対する国民の正しい理解の促進 1.6億円(0.8億円)

地域における精神疾患・精神障害に対する理解を深めるため、精神障害者と住民が直接交流する活動を推進する等、若年層を中心として国民の正しい理解のための普及啓発を推進する。

4 発達障害者支援施策の更なる拡充

15億円(13億円)

(1)発達障害者の地域支援体制の確立 3.2億円(2.4億円)

発達障害者支援センターにおいて、発達障害者やその家族等への相談・発達支援等を行うとともに、発達障害者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援を行うための体制整備を推進し、更にペアレントメンターの養成や発達障害特有のアセスメントツールの導入促進等を行うことにより、地域における支援体制の強化を図る。

(2)発達障害者の支援手法の開発や普及啓発の着実な実施

6.4億円(6.6億円)

発達障害者一人一人のニーズに対応する一貫した支援となるよう先駆的な取組を通じて有効な支援手法を開発・確立するとともに、発達障害者支援に携わる専門的な人材の育成や、発達障害情報センターによる全国の関係機関等への情報提供を行う。

(3) 発達障害者の就労支援の推進(一部再掲・38ページ参照)

5.9億円(3.7億円)

ハローワークにおける支援体制の整備や事業所における職場実習の実施のほか、発達障害者を雇用し、適切な雇用管理を行った事業主に対する助成を実施する等により、発達障害者の雇用の促進を図る。

5 障害者に対する就労支援の推進(再掲・38ページ参照)

252億円(228億円)

(1) 雇用・福祉・教育等の連携による地域の就労支援力の強化

70億円(59億円)

(2) 障害特性に応じた支援策の充実・強化

19億円(14億円)

(3) 障害者に対する職業能力開発支援の強化

64億円(64億円)

(4) 「工賃倍増5か年計画」の着実な推進

17億円(17億円)

第8 働き方の改革等

国民が将来に希望を持って安心して働くことができる社会を実現するため、労働問題に関する相談体制の整備を図るとともに、仕事と家庭の調和の実現の推進や労働災害の防止、労働者の心身の健康確保のための対策等を実施する。

1 安心して働ける社会を実現するための基盤整備 52億円(44億円)

(1) 労働関係法令遵守に向けた指導監督の徹底、体制整備等

16億円(13億円)

労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法等の遵守の徹底を図るため、監督指導等を実施するとともに、そのために必要な体制の整備を図る。

また、労働時間等労働条件の改善に特別の取組が必要な業種・職種等(医療・介護分野の労働者、技能実習生、自動車運転者、建設労働者等)に関して、適切な労働時間の管理等の支援や、労働条件の改善に向けた指導を実施する。

(2) 労働問題に関するワンストップ相談体制の整備

16億円(15億円)

総合労働相談コーナーによる労働問題に関するワンストップ相談体制を整備するとともに、制度発足以降増加を続けている個別労働紛争を円滑かつ迅速に解決するための体制を強化する。

(3) 労使に対する労働条件についての情報提供、相談その他の支援の実施

5.7億円(1.1億円)

労働契約法、労働基準法等について、専用サイトによる情報提供、相談、セミナーの実施等により労働者への周知等とともに、働くルールに関する教育を実施する。また、事業主に対しても、法令に即し適切な労務管理が行われるよう労働契約法等に関する啓発指導等を実施する。

(4) 雇用機会均等確保に向けた取組の推進(再掲・37ページ参照)

8.4億円(8.3億円)

(5)労働保険の適用促進

7億円(7.1億円)

労働保険に未加入となっている事業所に対する労働保険の適用促進や適正徴収等の一層の促進を図る。また、雇用される労働者に雇用保険への適用促進を図る。

2 仕事と生活の調和の実現～「働き方改革プラン(仮称)」の推進等～

163億円(160億円)

(1)「働き方改革プラン(仮称)」の推進

30億円(29億円)

働き方の見直し等により、我が国社会の活力を維持・発展させていくため、今後の景気回復期も含め長時間労働を抑制し、また、年次有給休暇の取得促進等を図る観点から、社会的気運の醸成や基盤整備の推進とともに、仕事と生活の調和の実現に向けた取組を進める企業等に対する支援の充実を図る。

さらに、求人企業や雇用調整助成金利用企業を中心に、景気回復期における長時間残業の抑制や、安定雇用の増加に係る助成金等の支援策の活用などについて働きかけを実施する。

(2)改正労働基準法の施行等による長時間労働の抑制

3.1億円(2.4億円)

月60時間を超える時間外労働の割増賃金率を50%に引き上げる改正労働基準法が平成22年4月から施行されることを踏まえ、その履行確保を図るため、事業場に対する36協定の適正化指導や、中小企業における割増賃金率引上げの好事例の情報提供等を実施し、長時間にわたる時間外労働の抑制を図る。

(3)仕事と家庭の両立支援(再掲・36ページ参照)

100億円(100億円)

(4)男性の育児休業の取得促進

34百万円(14百万円)

父親も子育てができる働き方の実現に向けて、父母がともに育児休業を取得する場合、育児休業取得可能期間を延長(1歳2ヶ月)する制度(パパ・ママ育休プラス)等の導入を内容とする育児・介護休業法の改正の周知徹底等により、男性の育児休業取得を促進する。

(5)短時間正社員制度の導入・定着の促進

2.1億円(1.5億円)

短時間でも正社員としての安定した働き方である短時間正社員制度の導入・定着を促進するため、導入企業の具体的事例等に基づくノウハウの提供等を行うとともに、特に制度の定着を支援するため、本制度を運用する事業主に対する助成措置の拡充(制度利用者2人目～10人目まで:15万円→20万円(大企業10万円→15万円))を図る。

(6) 適正な労働条件下でのテレワークの普及促進 1.4億円(1.4億円)

企業等の業務改革等によるテレワークに適した良好な職域開拓を支援するとともに、テレワーク・セミナーやテレワーク相談センターを通じ労働条件面での啓発・助言を行い、適正な労働条件下でのテレワークの普及を促進する。また、在宅就業を仲介する機関による安定的な仕事の確保の支援等により、適正な在宅就業環境の整備を図る。

(7) 生涯キャリア形成支援の推進 26億円(26億円)

多様な働き方に対応したキャリア形成の支援のため、企業向け・個人向けのキャリア健診について、引き続きモデル実施を行うとともに、効果的な実施手法の検討を行う。

3 非正規労働者の待遇の改善(一部再掲・39ページ参照)

143億円(153億円)

(1) パートタイム労働者の正社員との均衡待遇の改善の確保と正社員転換の推進
15億円(16億円)

(2) 有期契約労働者の雇用管理改善と正社員転換の促進等
21億円(21億円)

(3) 派遣労働者等の保護と雇用安定の確保 66億円(97億円)

(4) 派遣労働者等の労働条件及び安全衛生の確保 6.6億円(6億円)

(5) 非正規労働者の総合的支援体制の整備 34億円(13億円)

4 労働災害の防止、労働者の心身の健康の確保のための対策

90億円(88億円)

(1) 企業におけるメンタルヘルス対策(一部再掲・47ページ参照)

46億円(45億円)

各都道府県に設置したメンタルヘルス対策支援センターにおいて、メンタルヘルス不調の予防、不調者の早期発見・早期治療のための対策、職場復帰等メンタルヘルス対策の支援を総合的に実施する。また、職場の管理監督者等へのメンタルヘルス教育の実施や、職場復帰の支援に関する取組を強化するとともに、労働者のストレス対処に関する取組への支援等を実施する。

(2) 重篤な労働災害の防止

9.8億円(10億円)

食品加工用機械に係る安全対策の充実等機械災害等重篤な労働災害の防止対策を推進するとともに、高年齢労働者の災害防止に関するモデル的取組、指導マニュアルの作成等を実施し、職場における安全衛生対策を推進する。

(3) 化学物質や石綿による健康障害の防止等

33億円(33億円)

化学物質、ナノマテリアルや石綿による健康障害の防止を図るため、化学物質のリスク評価、ナノマテリアルの有害性等の試験、建築物の解体作業等における石綿ばく露防止対策等を実施する。また、職場における受動喫煙による健康障害のリスクを低減するための方策等に係る相談体制の整備等を行う。

(4) 被災労働者の職業生活の支援(新規)

1.5億円

医療機関と企業が連携・調整を図りながら疾病等の種類や職務内容等に応じた効果的な治療・リハビリ等を行うことができ、かつ職業生活の安定を図ることができる方策「治療と職業生活の両立等の実現」の実施に向けたモデル事業を実施することにより支援ノウハウの検討・構築に取り組む。

第9 各種施策の推進

1 国際社会への貢献

251億円(240億円)

厚生労働行政における国際協力については、感染症対策や医薬品・食品をはじめとする保健問題が地球規模課題となる中、特に新型インフルエンザをはじめとする感染症対策に重点を置いた国際的な取組を推進するとともに、世界的な経済危機に伴う雇用危機を踏まえ、我が国経済と密接に関連するアジア地域の雇用危機問題への対応についても併せて推進する。

(1) 国際機関を通じた国際協力の推進

159億円(159億円)

① 世界保健機関(WHO)等を通じた国際協力等の推進

98億円(98億円)

世界保健機関等への拠出等を通じ、アジア地域やアフリカ地域において、新型インフルエンザ・HIV等の感染症対策事業、国連ミレニアム開発目標(MDGs)の達成に向けてより一層の取組が必要な母子保健事業、保健従事者の育成も含めた保健システム強化事業等を推進する。

② 国際労働機関(ILO)を通じた国際協力等の推進

61億円(62億円)

国際労働機関への拠出等を通じ、労働者等の健康確保対策の推進など、アジアにおける「ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)」の実現に向けた取組、G8労働大臣会合で提唱された「グリーン・ジョブ・イニシアティブ(環境問題に配慮した雇用戦略支援)」に向けた取組を推進するとともに、世界的な雇用危機を踏まえ、アジア地域における雇用セーフティネット整備支援を推進する。

(2) 外国人労働者問題等への適切な対応

46億円(33億円)

① 技能実習制度の運用の適正化

6.8億円(6.7億円)

改正入管法の施行に向けて、新たに義務付けられる初期講習のための体制を整備するとともに、技能実習生を受け入れている団体・企業への巡回指導、母国語による電話相談等により、制度運用の適正化を図る。

② 日系人集住地域のハローワークを中心とした日系人向け相談・支援体制の整備

29億円(16億円)

日系人集住地域を中心に、ハローワークの通訳・相談員の配置等により相談・支援体制を整備するとともに、日本語能力も含めたスキルアップを行う就労準備研修を引き続き実施する。

③高度外国人材の就職促進に向けた取組

3. 4億円(4億円)

高度人材の予備軍である留学生の国内就職の促進のためのインターンシップを引き続き推進するなど、外国人雇用サービスセンターを中心とした就職支援の体制を整備する。また、高度外国人材が、その有する能力を有効に活用し、企業の基幹業務で活躍できる雇用管理体系を構築するため、人事・労務管理などの受入体制の整備について企業への周知・啓発活動を推進する。

④高度外国人材の適応能力向上（新規）

61百万円

高度外国人材の一層の活用を図るため、我が国の企業で就労している高度外国人材に対するキャリア・コンサルティング等を新たに実施する。

2 経済連携協定の円滑な実施

8. 5億円(0. 8億円)

経済連携協定に基づき外国人看護師・介護福祉士候補者を円滑かつ適正に受け入れるため、看護・介護導入研修を行うとともに受入施設に対する巡回指導を行う。また、候補者が円滑に就労・研修できるよう、新たに日本語習得のための集合研修や受入施設における日本語学習の支援を行う。

3 行政の情報化の推進

7. 8億円(5億円)

電子政府推進計画(平成20年12月一部改訂)等を踏まえ、電子政府の推進体制の整備及び業務・システムの最適化を図るための基盤整備を行う。

4 科学技術の振興

1, 718億円(1, 207億円)

第3期科学技術基本計画(平成18年3月)を踏まえ、厚生労働行政分野の科学研究等を推進し、健康安心の推進、健康安全の確保及び先端医療の実現を目指すとともに、イノベーション25(平成19年6月)や革新的技術戦略等を踏まえた重点化を図る。

5 戦傷病者・戦没者遺族、中国残留邦人等の援護等

469億円(498億円)

平成22年度は戦後65周年にあたることから、これまで陸上慰霊で実施してきた戦没者遺児による慰霊友好親善事業について、洋上慰霊も実施するとともに、未送還遺骨に関する情報収集を拡充し、遺骨収集についてさらなる強化を図る。

また、中国残留邦人等への支援策を着実に実施する。

6 原爆被爆者の援護

1,553億円(1,532億円)

高齢化が進む原爆被爆者の援護施策として、医療の給付、諸手当の支給、原爆養護ホームの運営、調査研究事業など総合的な施策を引き続き推進する。

7 ハンセン病対策の推進

423億円(422億円)

「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」等に基づき、ハンセン病療養所の入所者に対する必要な療養の確保、退所者等に対する社会生活支援策の充実、偏見・差別の解消のための普及啓発等の施策を着実に推進するとともに、ハンセン病療養所における歴史的資料等の保存等に向けた取組を実施する。

8 安全で良質な水の安定供給

730億円(667億円)

すべての国民に安全で良質な水道水を安定的に供給するため、水道施設の耐震化、水道事業の広域化など「水道ビジョン」に基づく取組を推進するとともに、水道水による健康リスク低減のため、引き続き水道水質基準の検討、水質検査体制の精度確保を図るほか、今なお残存する鉛管の布設替えを促進するなど、水道水質管理の一層の高度化を推進する。

9 カネミ油症研究の推進

35百万円(36百万円)

カネミ油症認定患者が多く在住する地域において、油症に関する調査を実施するための調査方法等について検討するなど、油症研究を推進する。

10 生活衛生関係営業の指導及び振興の推進 28億円(20億円)

生活衛生関係営業経営の健全化、衛生水準の維持向上を図るため、全国生活衛生同業組合連合会等を通じた経営革新、消費者サービスの向上についての取組を強化するとともに、各都道府県生活衛生営業指導センターにおける支援活動の充実を図る。

平成22年度厚生労働省予算概算要求の主要事項一覧表

(単位：百万円)

項目	主要事項	平成21年度 予 算 額	平成22年度 要求・要望額
第1 地域医療の再生に向けて	1 医師等人材確保対策の推進	47,115	49,790
	2 救急医療・周産期医療体制等の確保	46,565	61,827
	3 安定的で持続可能な医療保険制度の運営の確保	9,039,389	9,427,483
第2 安心・活力の実現に向け た雇用対策の推進～雇用 のセーフティネットの整 備～	1 緊急雇用対策の推進	110,810	378,058
	2 人材への投資	58,881	79,408
	3 雇用創出	110,400	310,397
	4 若者・女性・高齢者・障害者等の就業実現	160,488	154,555
	5 非正規労働者への総合的対策	58,007	55,020
第3 少子化対策の総合的な強 化	1 地域における子育て支援の推進	687,469	721,476
	2 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実	92,624	96,235
	3 母子家庭等の総合的な自立支援策の充実	175,416	179,203
	4 母子保健医療対策の充実	23,475	38,038
	5 出産等に係る経済的負担の軽減	7,934	18,458
	6 仕事と生活の調和の実現（後述）	16,005	16,324
第4 生活安心保障の再構築	1 雇用と住居を失った者などに対する支援制度の構築	-	-
	2 ホームレス自立支援の推進	3,090	7,186
	3 被保護者の自立支援に向けた生活保護制度の適正な実施	-	-
	4 地域福祉の再構築	210 億円の内数	631 億円の内数
	5 非正規労働者への総合的対策（再掲）	58,007	55,020
	6 自殺対策の推進	1,864	1,910
	7 社会保障カード（仮称）の導入に向けた取組	392	977
第5 健康で暮らせる社会の実 現に向けて	1 新型インフルエンザなど感染症対策の推進	22,529	28,317
	2 がん等の生活習慣病対策の推進	32,625	54,569
	3 難病などの各種疾病対策及び移植対策の推進	177,870	197,469
	4 健康危機管理体制の強化・推進	808	866
	5 医薬品・医療機器の安全対策の推進及び迅速な提供	10,252	11,369
	6 医薬品・医療機器の開発促進	27,675	29,060
	7 食品安全対策の推進	15,057	16,593
	8 大麻等薬物乱用対策の推進	969	1,132

(単位：百万円)

項目	主要事項	平成 21 年度 予 算 額	平成 22 年度 要求・要望額
第 6 高齢者等が生き生きと安心して暮らせる社会の実現	1 安心して質の高い介護サービスの確保	2,097,760	2,221,274
	2 地域住民に対する医療・介護を含めた地域包括ケアの確立	583	1,559
	3 認知症施策の総合的な推進	3,902	4,930
	4 持続可能で安心できる年金制度運営の確保	9,898,844	10,189,667
	5 地域福祉の再構築（再掲）	210 億円の内数	631 億円の内数
	6 いくつになっても働ける社会の実現（再掲）	63,907	50,601
第 7 障害者の自立支援の推進	1 障害者の自立生活を支援するための施策の推進	989,263	1,060,995
	2 障害者虐待防止等に関する総合的な施策の推進（新規）	-	467
	3 精神医療の質の向上や精神障害者の地域移行を支援するための施策の推進	5,616	7,101
	4 発達障害者支援施策の更なる拡充	1,268	1,549
	5 障害者に対する就労支援の推進（再掲）	22,768	25,182
第 8 働き方の改革等	1 安心して働ける社会を実現するための基盤整備	4,431	5,234
	2 仕事と生活の調和の実現	16,005	16,324
	3 非正規労働者の待遇の改善（再掲）	15,273	14,280
	4 労働災害の防止、労働者の心身の健康の確保のための対策	8,790	8,999
第 9 各種施策の推進	1 国際社会への貢献	23,994	25,062
	2 経済連携協定の円滑な実施	83	854
	3 行政の情報化の推進	505	780
	4 科学技術の振興	120,654	171,774
	5 戦傷病者・戦没者遺族、中国残留邦人等の援護等	49,771	46,949
	6 原爆被爆者の援護	153,229	155,252
	7 ハンセン病対策の推進	42,217	42,302
	8 安全で良質な水の安定供給	66,660	73,028
	9 カネミ油症研究の推進	36	35
	10 生活衛生関係営業の指導及び振興の推進	2,045	2,789